

福生市下水道総合計画

令和4年3月（改定）

福 生 市

はじめに



福生市では、平成 23 年 3 月に今後 30 年間の下水道事業の方向性を示す「福生市下水道総合計画」を策定しました。

「福生市下水道総合計画」の策定から 11 年が経過し、この間、「福生市総合計画」は第 5 期に移行し、下水道事業においては、平成 31 年

4 月 1 日に地方公営企業法の規定が財務適用され、公営企業会計に移行しました。また、令和 2 年度には公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定をいたしました。

これらの状況から「福生市下水道総合計画」を改定しました。

本計画では、「福生市総合計画」の「人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ」を目指し、「快適な生活環境を守る」ために「快適な暮らしの実現」、「安全で安心な暮らしの実現」、「活力に満ちた持続可能な暮らしの実現」を 3 つの基本方針として掲げ下水道施設等の整備・マネジメントを計画的に進めます。

令和 4 年 3 月

福生市長 加藤 育 男

目 次

第1編 下水道総合計画の改定にあたって	1
1 計画改定の主旨及び目的	1
2 計画の位置付け及び役割	3
3 目標年次	4
第2編 下水道の概要	5
1 事業のあゆみ	5
2 下水道の概要	8
(1) 汚水の概要	8
(2) 雨水の概要	9
(3) 流域下水道 水再生センターの概要	10
第3編 下水道の理念	11
1 基本理念	11
2 基本方針	12
第4編 下水道の施策	13
1 施策の展開	13
2 接続（水洗化）の促進	15
(1) 現状と課題	15
(2) 目標	18
(3) 施策の内容	18
(4) 事業計画	18
3 浸水対策の推進	19
(1) 現状と課題	19
(2) 目標	21
(3) 施策の内容	21
(4) 事業計画	22
4 地震対策の推進	23
(1) 現状と課題	23
(2) 目標	23
(3) 施策の内容	23
(4) 事業計画	23
5 適正な維持管理の推進	24
(1) 現状と課題	24
(2) 目標	24
(3) 施策の内容	24

(4) 事業計画.....	24
6 スtockマネジメント計画に基づく下水道施設の改築更新の推進.....	25
(1) 現状と課題.....	25
(2) 目標.....	25
(3) 施策の内容.....	25
(4) 事業計画.....	26
7 市民との協働による環境対策の促進.....	28
(1) 現状と課題.....	28
(2) 目標.....	29
(3) 施策の内容.....	29
8 公営企業化による安定した下水道経営の推進.....	30
(1) 現状と課題.....	30
(2) 目標.....	38
(3) 施策の内容.....	38
9 短期計画.....	39
(1) 浸水対策の推進.....	39
(2) 効率的・効果的な維持管理の推進.....	39
(3) 下水道施設の最適な改築更新の推進.....	40
10 中期・長期計画.....	41
(1) 浸水対策の推進.....	41
(2) 効率的・効果的な維持管理の推進.....	41
第5編 資料編.....	43
1 用語説明.....	43

第1編 下水道総合計画の改定にあたって

1 計画改定の主旨及び目的

福生市下水道総合計画は、福生市の下水道の将来像とその実現に向けて今後 30 年間に取り組む施策を示した計画です。

本市は昭和 48 年度に JR 青梅線福生駅を中心とした周辺市街地を対象に下水道事業認可を受け、以後、住民の生活環境の改善を目指し整備を進めてきました。下水道事業には汚水事業と雨水事業があり、本市では両事業を行っています。

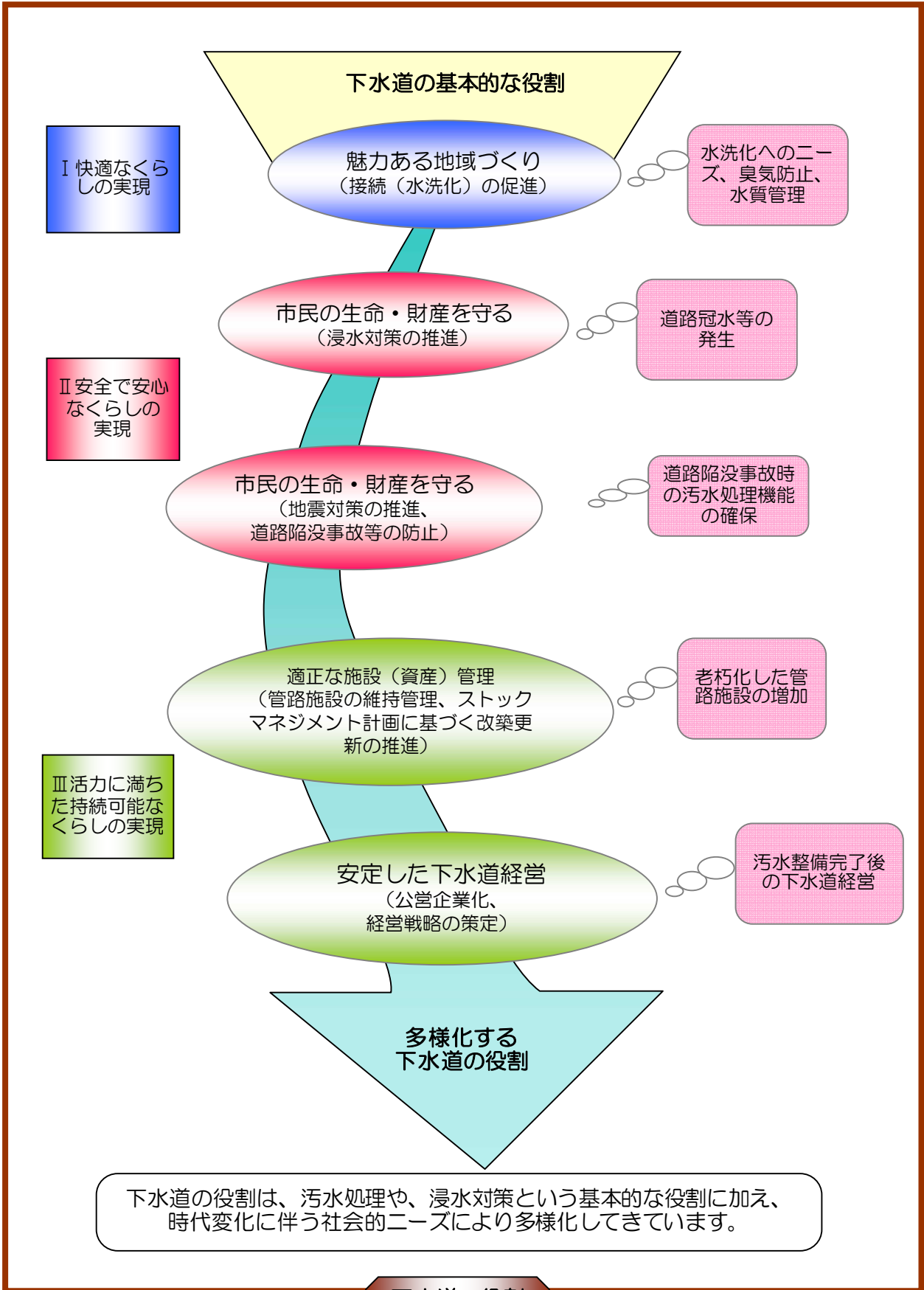
当初、本市の下水道の役割は、水洗化を促進し生活環境を改善する汚水処理の普及促進が主でした。その結果、汚水事業として横田基地を除く全市街地の普及率が 100%となりました。

また、道路冠水等の対応策として、浸水対策を推進し、幹線を中心に整備を進めてきました。その結果、雨水事業として幹線整備率が 96.6%となりました。

近年では、急速に整備の進められてきた膨大な下水道施設の健全な状況を保つため、適切な維持管理を求められていること、また管きよの老朽化が進む中で増大する維持管理費、さらに、人口減少社会（人口減少等による使用料収入の減少）への移行を踏まえた効率的な整備・管理、経営基盤の強化も必要となってきています。

このような中、「福生市下水道総合計画」の策定から 11 年が経過し、この間、「福生市総合計画」は第 5 期に移行し、下水道事業においては、平成 31 年 4 月 1 日に地方公営企業法の規定が財務適用され、公営企業会計に移行しました。また、令和 2 年度には公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定をいたしました。

そのような背景を踏まえ、基本理念を見直し、下水道事業の現状と課題を整理し、今後（短期・中期・長期）必要となる対策を見据え、計画を改定しました。



2 計画の位置付け及び役割

下水道施設が都市の基盤となる施設¹であることから、本計画の位置付けは、本市の都市づくりの上位計画である「福生市総合計画（第5期）」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針²」及び「福生市都市計画マスタープラン」で示された方針に基づくものとししました。

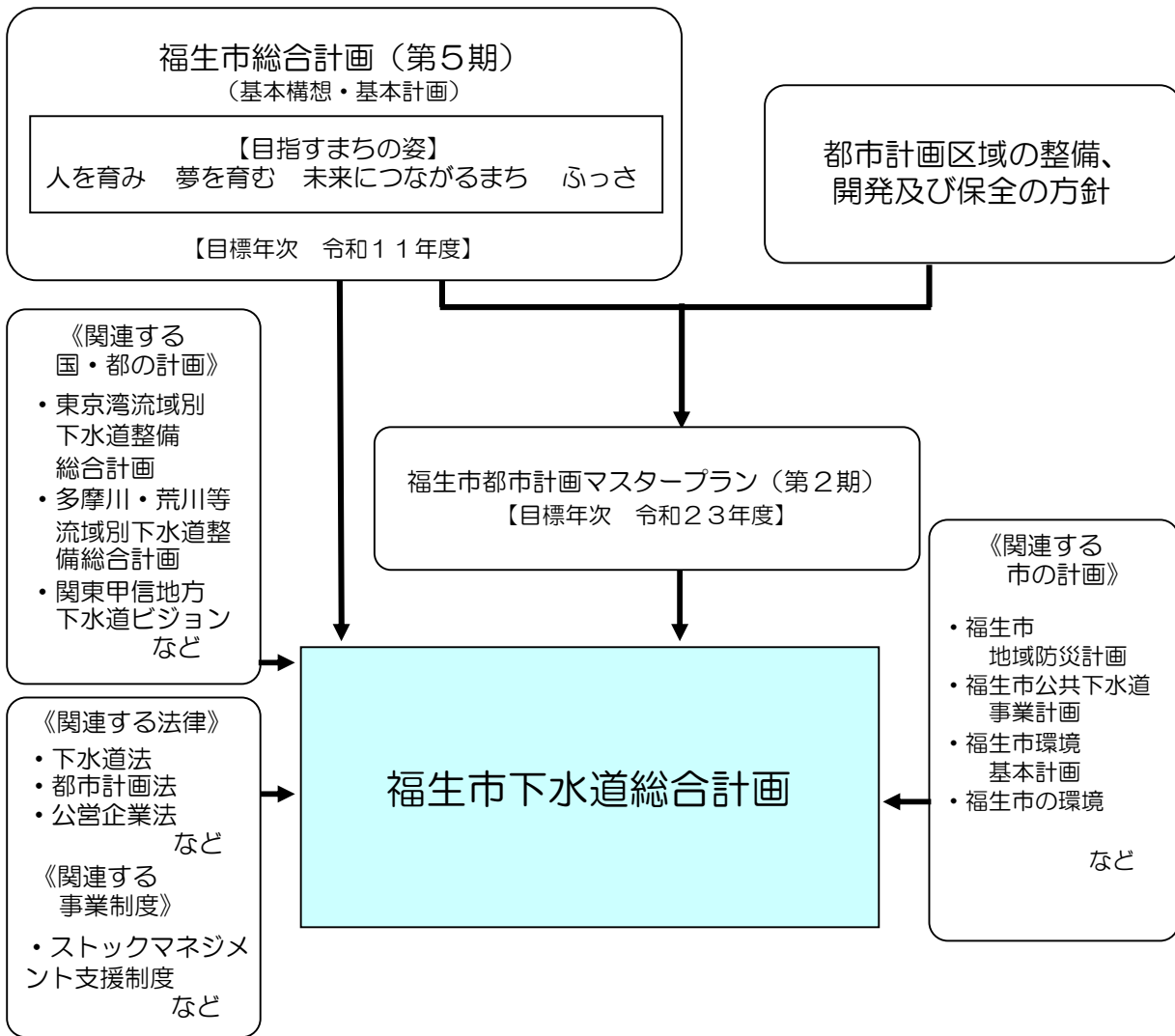


図 1-1 本計画の位置付け

¹ 都市基盤：都市活動を支える道路、鉄道などの交通施設や公園、上下水道などの施設の総称。電気、ガスのほか、電話などの通信施設も広義には都市基盤に含まれます。インフラと称されることもあります。

² 無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を進めるために都道府県知事が定める、都市計画区域マスタープランのことです。

3 目標年次

本計画は、目標年次を30年後の令和33年度とします。

本計画では、将来の施策ごとに、短期計画、中期計画、長期計画を設定するので、短期計画は5年後の令和8年度、中期計画は10年後の令和13年度、長期計画は本計画の目標年次である令和33年度とします。

短期計画は5年後までに取り組む計画であるため、費用も含め具体的な計画を策定します。

中期計画は10年後までに取り組む計画であり、短期計画までに取り組めない計画を策定します。期間は10年後であるため、費用も含め概略的な計画を策定します。

長期計画は30年後までに取り組む期間の長い計画であるため、短期・中期でできない計画や継続する計画を策定します。期間は30年後であるため、中期計画と同様、費用も含め概略的な計画を策定します。

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	～	令和33年度	
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	～	2051	
福生市 下水道総合計画	短期					中期							長期		
	前期基本計画			基本構想						後期基本計画					
	計画														
福生市総合計画 (第5期)	前期基本計画			基本構想						後期基本計画					
福生市都市計画 マスタープラン	計画														

※福生市総合計画（第5期）は令和2年3月に策定。計画期間は令和2年度～令和11年度の10年間。
福生市都市計画マスタープランは令和4年3月末に改定。計画期間は令和4年度～令和23年度の20年間

図 1-2 目標年次

第2編 下水道の概要

1 事業のあゆみ

本市の下水道事業は、多摩川流域下水道多摩川上流処理区関連の公共下水道として、昭和48年度に事業着手し、昭和53年度に供用開始しました。その後、住民の生活環境の改善を目指し整備を進めました。

汚水は昭和60年度には普及率³が100%となりました。水洗化率⁴も昭和60年度に90%に達し、令和2年度末現在の水洗化率は99.8%、汚水整備率⁵は98.5%です。

一方、雨水は幹線管きよを中心に整備を進めてきており、市内の幹線はほぼ整備済み(96.6%)です。しかし、枝線は必要箇所のみを整備しているため、令和2年度の雨水の整備率⁶は55.7%となっています。

昭和48年度 下水道事業の着手

昭和53年度 供用開始

昭和60年度 汚水普及率 100 %達成

令和2年度末 水洗化率 99.8%
汚水整備率 98.5%
雨水管きよ整備率 55.7 %

※雨水は整備面積でなく整備管きよ延長で割合を算出しています。

※令和2年度末 汚水普及率 $100\% = 56,786 \text{ 人} / 56,786 \text{ 人}$
(整備済み区域の人口/市全域の人口)

※令和2年度末 水洗化率 $99.8\% = 56,696 \text{ 人} / 56,786 \text{ 人}$
(下水道へ接続した人口/整備済み区域の人口)

※令和2年度末 汚水整備率 $98.5\% = 653.3\text{ha} / 663.3 \text{ ha}$
(整備済み面積/認可面積)

※令和2年度末 雨水管きよ整備率(全体) $55.7\% = 72,518\text{m} / 130,128\text{m}$

令和2年度末 雨水管きよ整備率(幹線) $96.6\% = 17,539 \text{ m} / 18,150\text{m}$

令和2年度末 雨水管きよ整備率(枝線) $49.1\% = 54,979 \text{ m} / 111,978\text{m}$

(整備済み管きよ延長/認可区域の管きよ延長)

³ 「普及率」とは市内の居住人口に対して下水道が利用できる状況にある人の割合です。

⁴ 「水洗化率」とは下水道が利用できる状況にある人口に対して下水道に接続した人の割合です。

⁵ 「整備率」とは、認可区域(面積)に対して、管きよ施設、ポンプ施設、処理施設が整備され、下水道が使える状況になった区域(面積)の割合です。

⁶ 雨水は整備面積の代わりに管きよ延長を用いているので、雨水管きよ整備率としています。



下水道とは

汚水と雨水について

下水道は、①生活環境の改善、②浸水の防止、③公共用水域の水質保全を目的としています。このうち、①生活環境の改善、③公共用水域の水質保全は、生活や生産活動に伴って発生する「汚水」を速やかに排除し、水再生センター⁷で適正に処理することを表しています。②浸水の防止は、「雨水」を速やかに排除することを表しています。下水道のうち、汚水整備はどのまちでも行っていますが、雨水整備は地形等に伴い行っているまちと行っていないまち⁸があります。

本市は汚水整備と雨水整備を行っています。汚水整備は、衛生的で快適な生活環境を目指して整備が進められてきました。雨水整備は、水害から市民の財産を守るため、計画的に雨水管きよの整備を進めています。

下水道の分類について

下水道には、図 2-1 に示す、流域下水道、流域関連公共下水道、単独公共下水道、特定環境保全公共下水道があります。本市では、流域関連公共下水道を採用しています。

流域関連公共下水道である本市は、水再生センターを建設・維持管理していないため、本市の汚水は、流域下水道の幹線を経由して、東京都が建設・維持管理を行う水再生センターで処理されます。費用には、市内の管きよの建設費、維持管理費と、東京都に支払う流域下水道の建設負担金、維持管理負担金があります。流域下水道を利用することで、各市町村が個別に水再生センターを建設、維持管理をしていくよりも、汚水処理に要する費用が大きく軽減できます。このため多摩地区では、多くの市町村が流域関連公共下水道又は、特定環境保全公共下水道を採用しています（図 2-1 参照）。

雨水についても、ほぼ同様な経路をたどりますが、汚水と異なり水再生センターで処理しなくてもよい水であるため、河川などに直接放流されます。本市の雨水は、市内の管きよから直接、多摩川等に排水されています。費用には、市内の管きよの建設費、維持管理費があります。

⁷ 下水処理場のこと。下水処理場は暮らしの中で使って汚れた台所の水やトイレ用水などの生活排水のほか、工場から出る廃水を浄化する施設です。

⁸ 山間部などの急傾斜地では雨水を速やかに排除できるため、雨水整備を行っていないまちもあります。

多摩地域の下水道

流域下水道

都が、幹線管きょや水再生センターなどの基幹施設の整備、維持管理を行います。

流域関連公共下水道

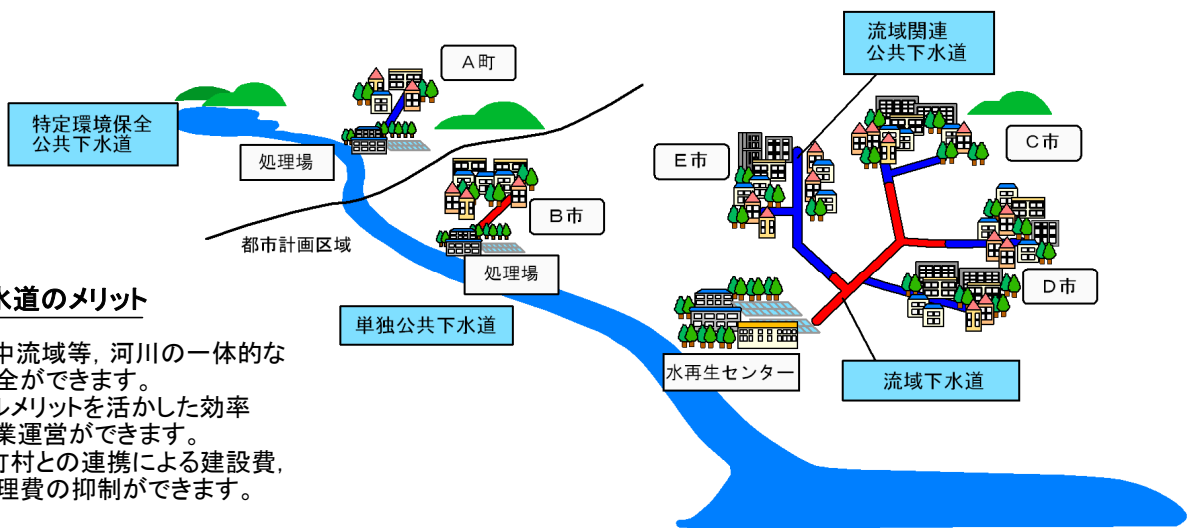
関連市町村が各家庭までの面的整備維持管理を行います。

単独公共下水道

市が単独で各家庭から処理場（水再生センター）までの施設整備、維持管理を行います。

特定環境保全公共下水道

市街化区域以外の区域で水環境などの保全が必要な区域の下水道整備、維持管理を町村が行います。また、単独公共下水道と同様に、町村が単独で各家庭から処理場（水再生センター）までの施設整備、維持管理を行います。



流域下水道のメリット

- ・多摩川中流域等，河川の一体的な水質保全ができます。
- ・スケールメリットを活かした効率的な事業運営ができます。
- ・都と市町村との連携による建設費，維持管理費の抑制ができます。

出典：東京都下水道局ホームページ

図 2-1 下水道の分類

2 下水道の概要

(1) 汚水の概要

本市の市街化区域は663.3ha、市街化調整区域（米軍横田基地、多摩川河川敷、熊川緑地）は360.7haです。そのうち汚水の下水道区域（＝認可区域⁹）は、市街化調整区域（米軍横田基地）を除いた全域で、令和2年度末の整備率は98.5%とほぼ完了しています。

福生市は流域関連公共下水道であるため、下水道区域は多摩川流域下水道の多摩川上流処理区となります。汚水は、昭島市に位置する多摩川上流水再生センターで処理されています。

表 2-1 汚水の概要

項目	流域関連公共下水道（多摩川上流処理区）	
	全体計画	事業計画
目標年次	令和6年度	令和6年度
計画処理区域面積（ha）	1,000.0	663.3
計画人口（人）	夜間	54,600
	昼間	25,200

※汚水整備率 98.5%＝663.3/663.3（令和2年度末整備済み面積/認可面積）

出典：多摩川流域下水道事業計画変更認可届出書、令和2年度、東京都流域下水道本部

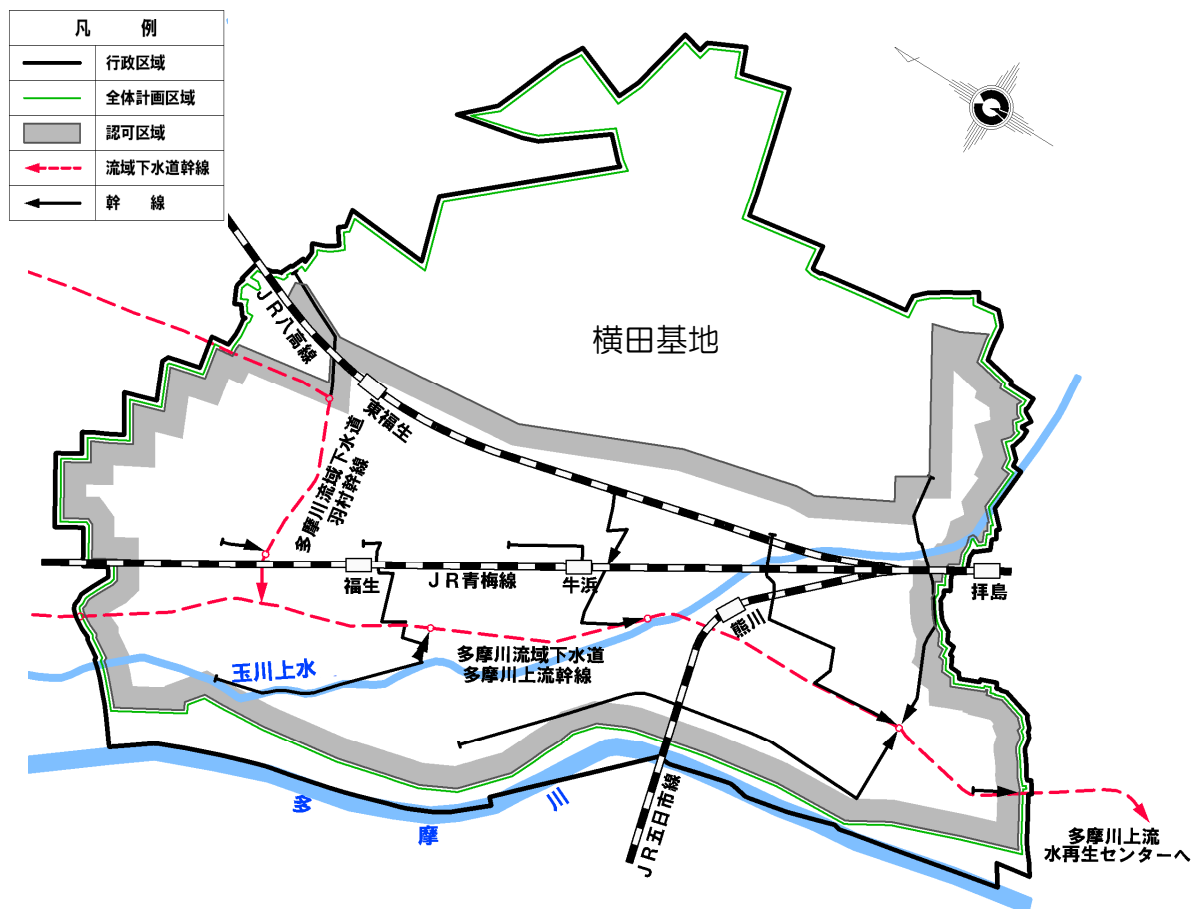


図 2-2 汚水の概要

⁹ 下水道を整備する区域は、認可を取得する必要があります。

(2) 雨水の概要

雨水の下水道区域は汚水と同じ区域です。排水区は 12 排水区あり、放流先は、流域下水道である多摩川上流雨水幹線、多摩川、残堀川（昭島市経由）です。流出係数は排水区ごとの土地利用（用途地域）をもとに設定しています。計画降雨、降雨強度式は、東京都全域において同じ値を用いています。

雨水は幹線を中心に整備を進めてきており、令和2年度末の雨水の管きょ整備率は55.7%¹⁰であり、現在も住民の生活環境の改善を目指し、整備中です。

表 2-2 雨水の概要

項目	流域関連公共下水道（多摩川上流処理区）	
	全体計画	事業計画
目標年次	令和6年度	令和6年度
予定排水区面積（ha）	1,000.0	663.3
流出係数	0.50~0.65	0.50~0.65
計画降雨（mm/h）	50	50
降雨強度式	$l = 5000 / (t + 40)$	$l = 5000 / (t + 40)$

※流出係数は排水区ごとに設定されています。

出典：福生市公共下水道事業計画変更書、令和2年度、福生市

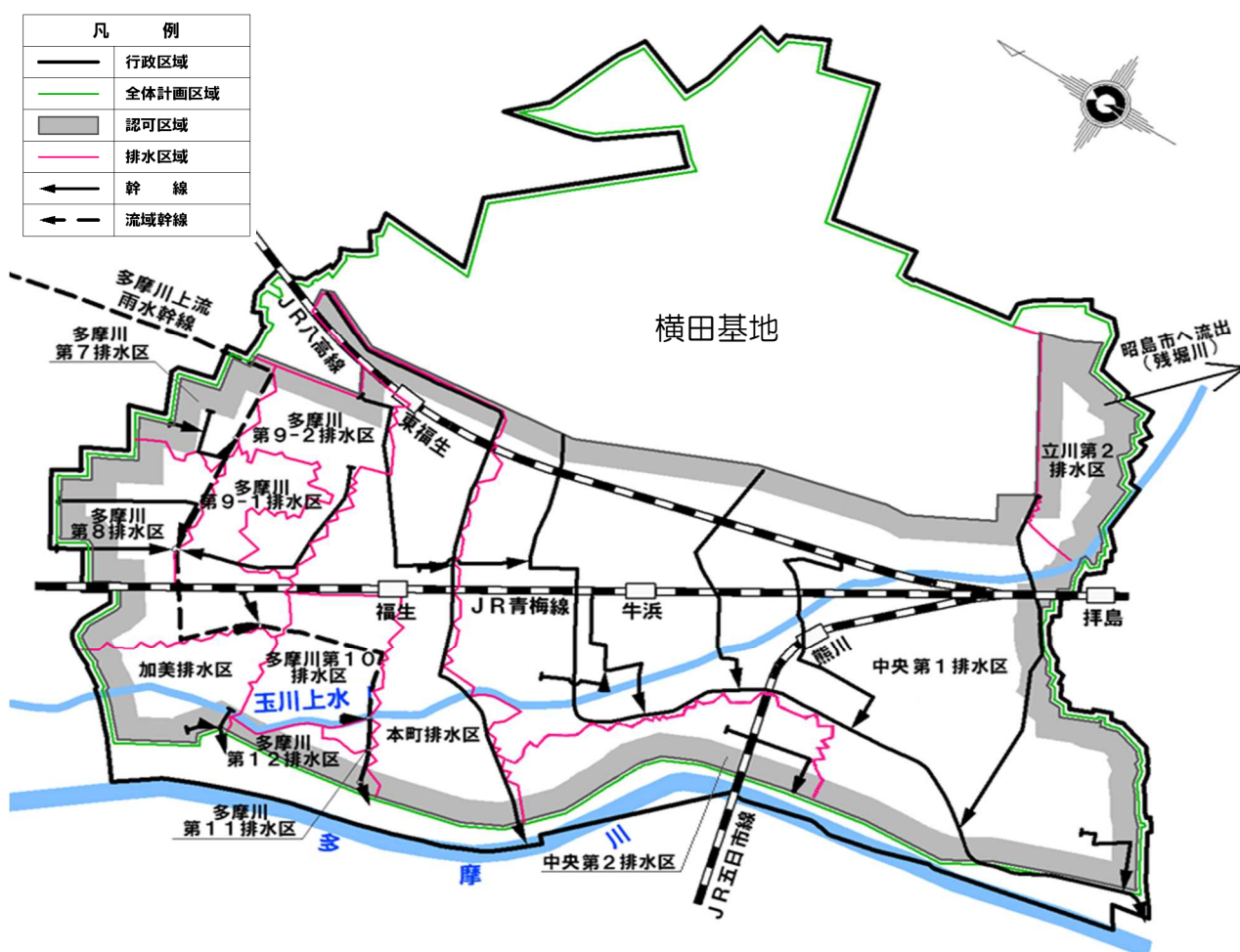


図 2-3 雨水の概要

¹⁰ 55.7% = 72,518m / 130,128m （=整備済み管きょ延長/認可区域の管きょ延長）

(3) 流域下水道 水再生センターの概要

多摩川上流処理区は本市の他に、青梅市・昭島市・羽村市・瑞穂町の大部分、立川市・武蔵村山市・奥多摩町の一部で構成されています。この区域の汚水は、昭島市にある東京都下水道局の多摩川上流水再生センターで処理されています。

多摩川上流水再生センターでは次の地球環境に配慮した事業を実施しています。

多摩川上流水再生センターでの環境対策取組事業

- ・ 清流復活（砂ろ過とオゾン処理を行った処理水を、野火止用水、玉川上水、千川上水に送水）
- ・ 太陽光（ソーラー）発電の利用
- ・ ナトリウム・硫黄（NaS）電池の利用

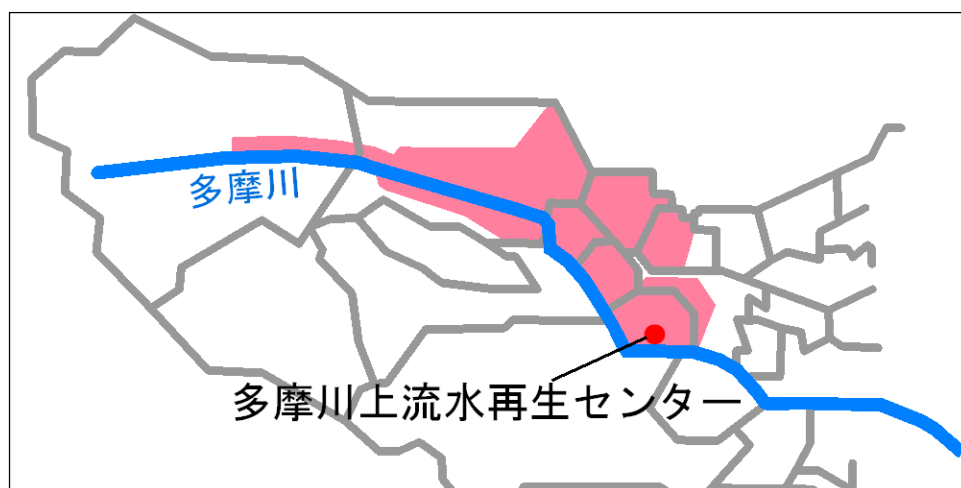


図 2-4 多摩川上流処理区域の概要



- 所在地 昭島市宮沢町三丁目
 - 計画処理人口 439,200 人
 - 処理能力 248,400m³/日(日最大)
 - 計画処理面積 9,349ha
 - 処理方式 嫌気・無酸素・好気法(A₂O法)及び標準活性汚泥法
 - 排除方式 分流式
- 出典：多摩川・荒川等流域別下水道総合計画
東京都ホームページ

図 2-5 多摩川上流水再生センターの概要

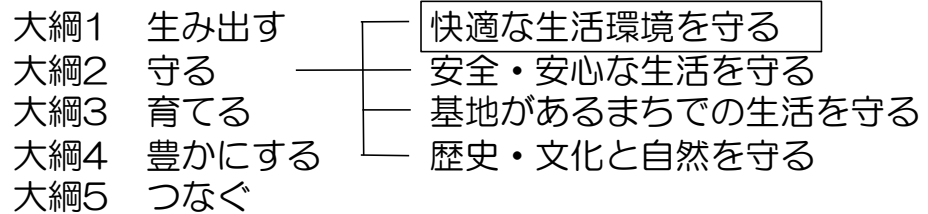
第3編 下水道の理念

1 基本理念

本市の総合計画では、目指すまちの姿を『人を育み 夢を育む 未来につながるまち ぶっさ』としており、基本理念と目指すまちの姿の実現に向けて、5つの大綱をまちづくりの行動指針としています。行動指針に沿った施策のうち、下水道事業に関する施策は、「快適な生活環境を守る」に位置付けられています。

そこで、本計画では、『快適な生活環境を守る下水道』を基本理念として掲げます。

人を育み 夢を育む 未来につながるまち ぶっさ



基本理念

快適な生活環境を守る下水道

2 基本方針

基本理念をもとに、本市の下水道が目指す方向として、「快適なくらしの実現」、「安全で安心なくらしの実現」、「活力に満ちた持続可能なくらしの実現」の3つの項目を将来の下水道の目標として掲げます。

「快適なくらしの実現」

本市は、下水道普及率が100%、水洗化率は99.8%と、汚水整備の状況は非常に良好です。今後もこの状況を維持するとともに、水洗化率100%を目指していきます。

「安全で安心なくらしの実現」

市民の生命・財産を守るために、浸水対策の推進、地震対策の推進に努めていきます。

「活力に満ちた持続可能なくらしの実現」

安定した下水道サービスを持続していくために、適正な維持管理、ストックマネジメント計画に基づいた下水道施設の改築更新、市民との協働、公営企業化による安定した経営に努めていきます。

基本方針

快適なくらしの実現

- 接続（水洗化）の促進

安全で安心なくらしの実現

- 浸水対策の推進
- 地震対策の推進

活力に満ちた持続可能なくらしの実現

- 適正な維持管理の推進
- スtockマネジメント計画に基づく下水道施設の改築更新の推進
- 市民との協働による環境対策の促進
- 公営企業化による安定した下水道経営の推進

第4編 下水道の施策

1 施策の展開

基本方針をもとに、今後、重点的に推進すべき施策を体系化します。

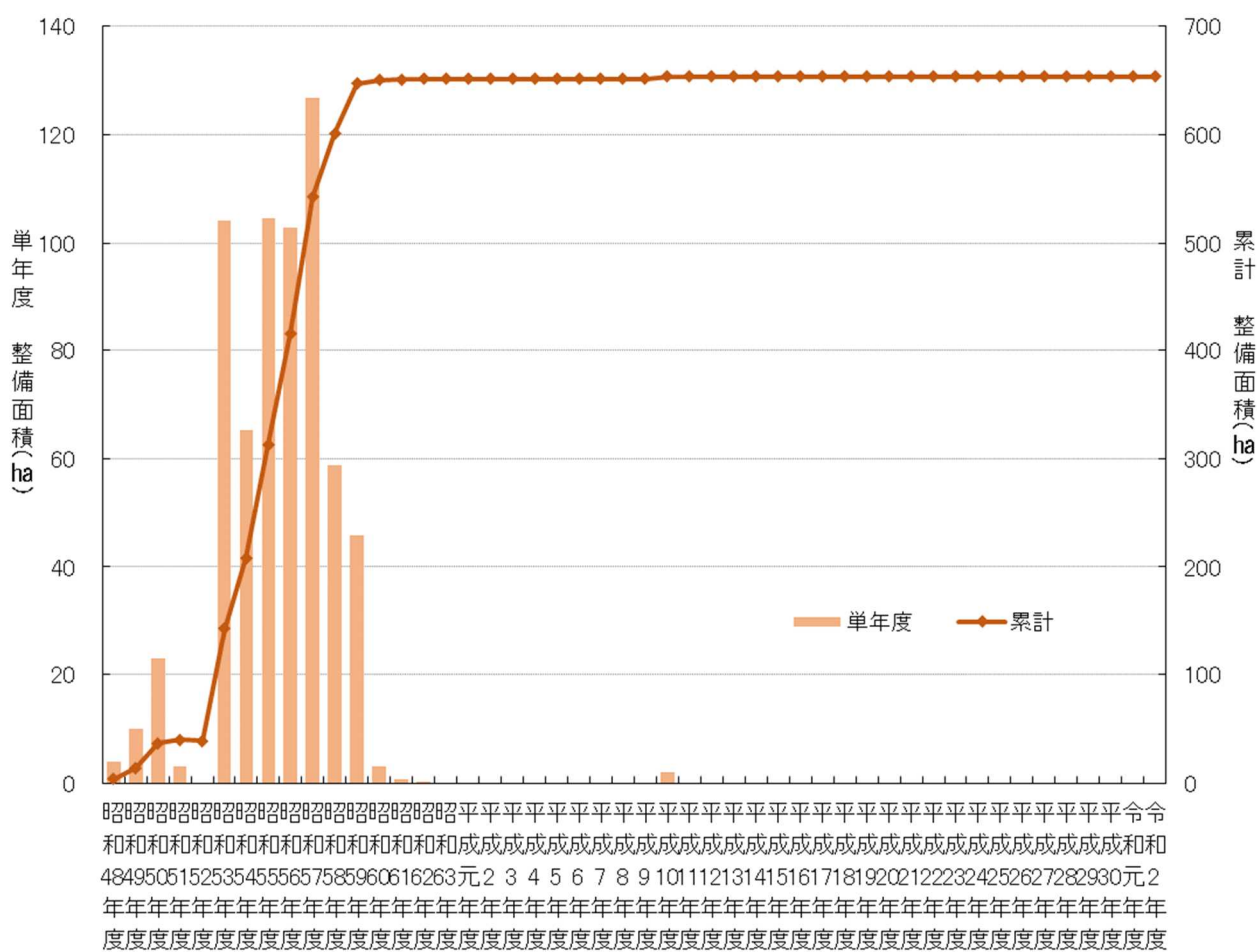
基本理念	基本方針
快適な生活環境を守る下水道	快適なくらしの実現
	安全で安心なくらしの実現
	活力に満ちた持続可能なくらしの実現

施策	目標	具体的な施策
接続（水洗化）の促進	全ての市民に快適な生活環境を提供します。	① 接続（水洗化）の促進
浸水対策の推進	浸水被害の軽減に努めます。	① 雨水管きよ整備の推進 ② 浸水予想区域図の作成 ③ 雨水流出抑制対策の推進
地震対策の推進	下水道施設の耐震化と防災体制の強化に努めます。	① 新設下水道施設の耐震化 ② スtockマネジメント計画と連携した下水道施設の耐震化 ③ 危機管理体制の強化
適正な維持管理の推進	効率的・効果的な維持管理を進めます。	① 下水道施設の定期点検の充実
ストックマネジメント計画に基づく下水道施設の改築更新の推進	下水道施設の最適な改築更新を進めます。	① 点検・調査の実施 ② 修繕・改築の実施 ③ 地震対策と連携した施設の改築更新
市民との協働による環境対策の促進	市民のみなさまとともに健全な下水道事業を進めます。	① 接続・維持管理、浸透施設の設置のお願い ② 貯留・浸透施設の設置費の補助 ③ 下水道に関する広報
公営企業化による安定した下水道経営の推進	財政の健全化を図ります。	① 企業会計の円滑な運用 ② 経営戦略に基づいた安定的な事業の継続

2 接続（水洗化）の促進

(1) 現状と課題

本市の汚水は、昭和 48 年度に整備に着手し、その後順次整備を進めてきました。昭和 60 年度には、ほぼ整備を完了しており、令和 2 年度末の整備率は 98.5% となっています。図 4-1 をみると、整備のピークは昭和 57 年度で、それ以降は急激に減少しています。未整備区域の 10ha 分は、熊川緑地、多摩川緑地の人のない箇所、これらの区域は、人が住む等の開発行為をする予定はありません。また、未認可区域である横田基地¹¹は、日米安全保障条約に基づく行政協定によって、アメリカ合衆国軍隊に提供している区域であり、整備区域の対象になっていません。



※平成 10 年 2 月 16 日付で福生都市計画下水道福生市公共下水道の変更を行い、各排水区域の面積の修正（2ha）を行い、排水、処理面積を変更しました。

図 4-1 汚水整備面積の推移

¹¹ 横田基地の下水道使用料は市で徴収しています。

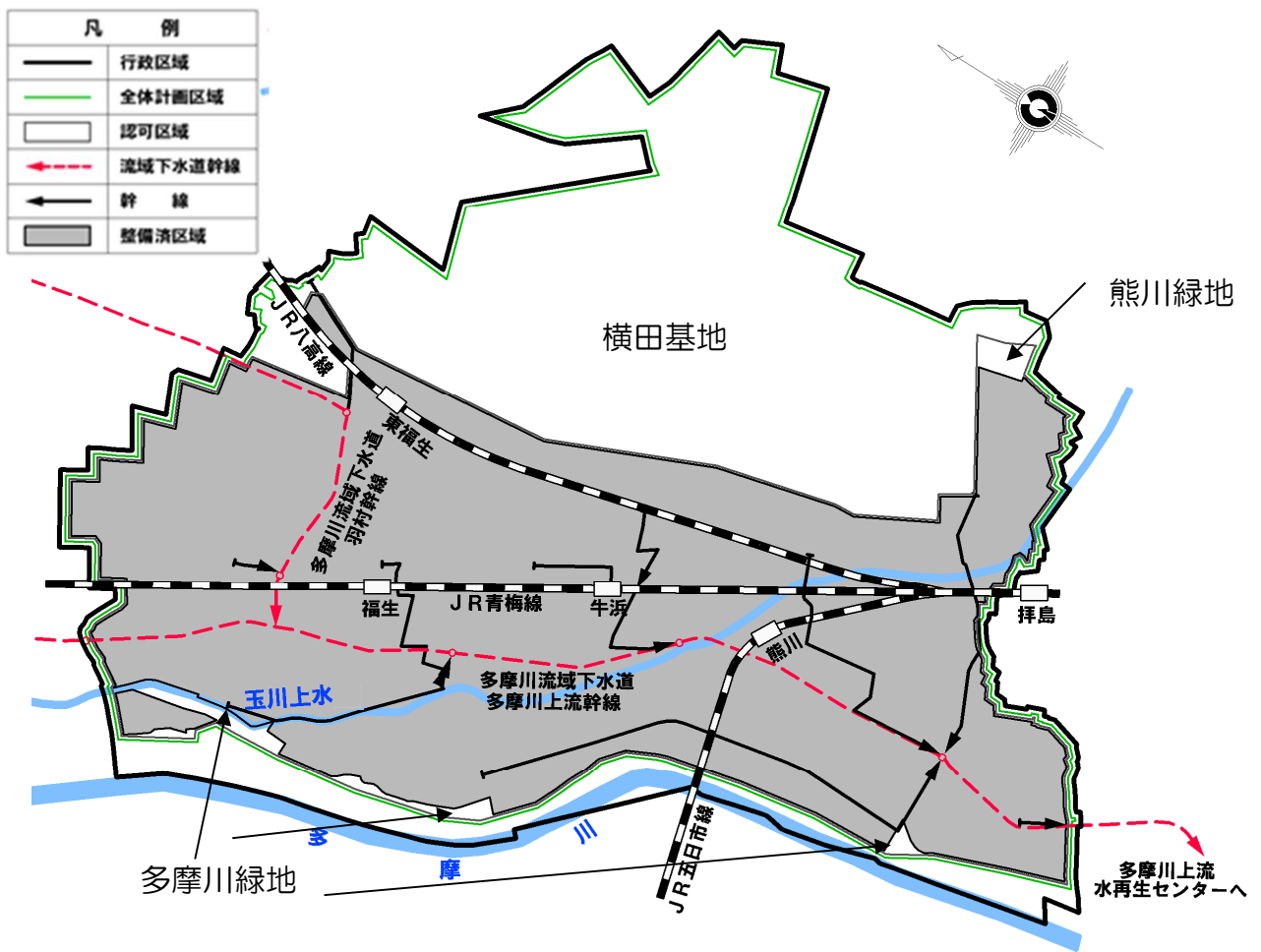


図 4-2 汚水の整備済み区域

一方、普及率は、昭和 60 年度に 100%となり、水洗化率も昭和 60 年度に 90%、令和 2 年度現在は 99.8%です。特に、普及率は、図 4-3 にあるとおり、100%に達しています。

本市では、水洗化率 100%を目標として掲げているので、引き続き、接続の促進を目指していく必要があります。

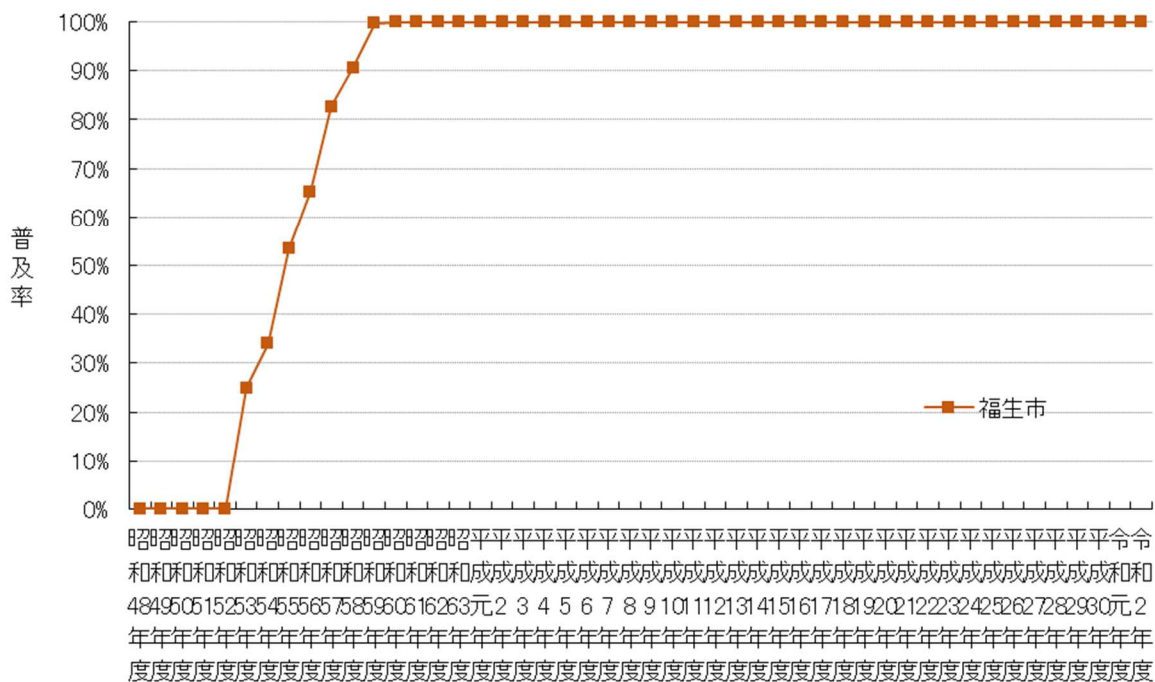


図 4-3 普及率の推移

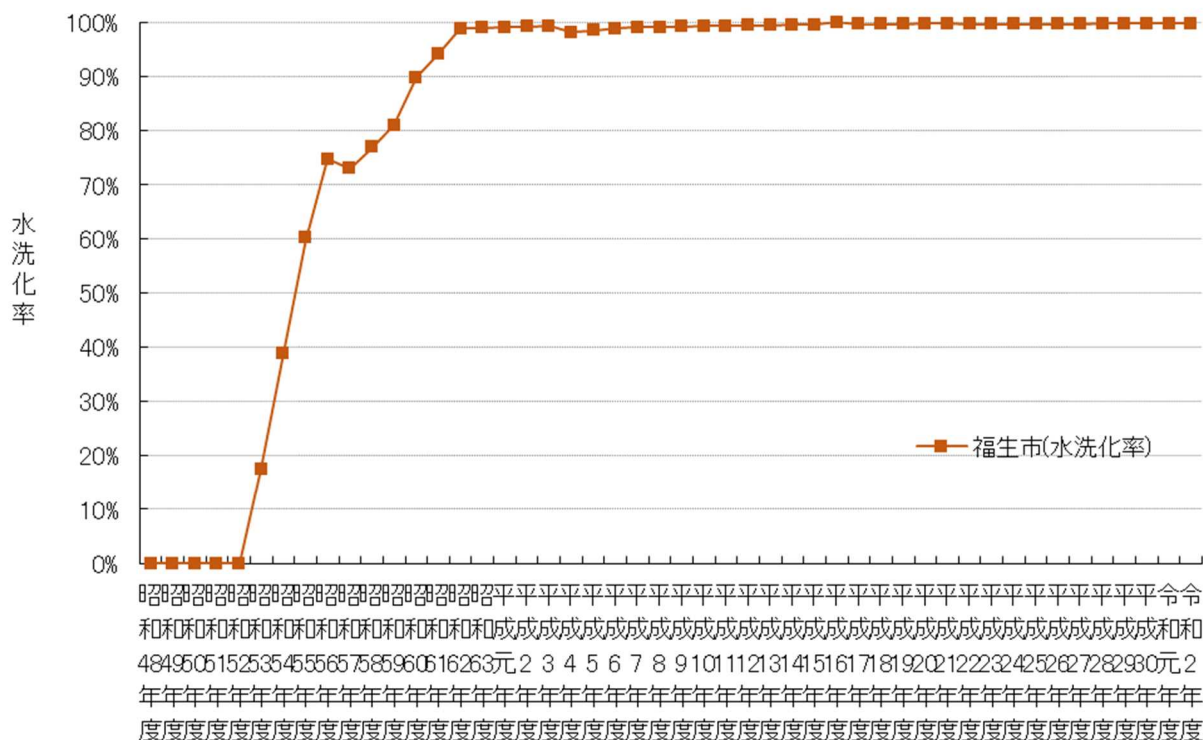


図 4-4 水洗化率の推移

(2) 目標

全ての市民に快適な生活環境を提供します。

水洗化率 100%を目指して、引き続き、接続の促進を図ります。

(3) 施策の内容

○接続（水洗化）の促進

- 引き続き、水洗化促進の啓発チラシの作成、広報紙面や市ホームページ等を活用した啓発活動の展開などにより、下水道整備区域内における下水道への接続を促進します。
- 引き続き、個別訪問などで、未接続世帯の解消を図ります。

(4) 事業計画

「接続（水洗化）の促進」は主に啓発活動によるため事業費の計上はありません。

3 浸水対策の推進

(1) 現状と課題

本市の雨水は、幹線を中心に整備を進めてきました。令和2年度末の雨水管きよの整備率は幹線が96.6%、全体では55.7%となっています。

過去に把握していた道路冠水箇所は道路下水道課で連帯を回り、解消しています。そのため、現在、大きな冠水箇所はなく、令和元年の台風19号でも大きな冠水はありませんでした。

また、本市は横田基地内より排水される雨水による冠水被害対策として昭和41年から昭和51年にかけて雨水幹線の整備が進められてきました。近年では老朽管に起因する道路陥没等が多発していることから、未然に事故等を防ぐことが求められています。布設年度等を考慮すると内部的な耐久度が低下している可能性が考えられます。

そのため、平成29、30年度に策定した全体計画に基づき、雨水幹線の更生工事を行っています。

表 4-1 雨水管きよの整備状況 令和3年3月31日現在

項目	管渠延長 (m)			整備率
	整備済み	未整備	計	
幹線	17,539	611	18,150	96.6%
枝線	54,979	56,999	111,978	49.1%
合計	72,518	57,610	130,128	55.7%

※雨水管きよ整備率 $55.7\% = 72,518\text{m} / 130,128\text{m}$ (整備済み管きよ延長/認可区域の管きよ延長)

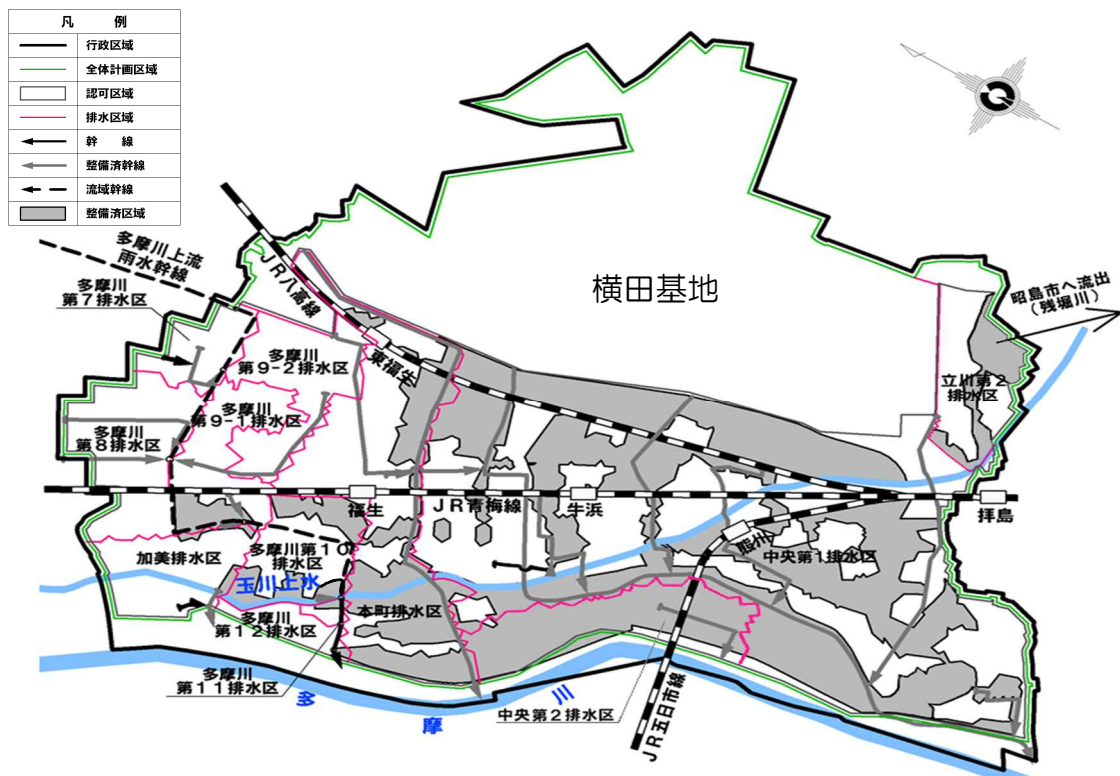


図 4-5 雨水管きよの整備状況

一方、住民の方々にも浸水対策に協力していただくよう、雨水貯留槽や雨水浸透施設の設置に補助金を出しています。近年の雨水浸透ますの施工個数は図 4-7のとおりです。

今後も、これらの補助金を積極的に利用していただくよう、広く広報していく必要があります。

補助条件（簡易表）

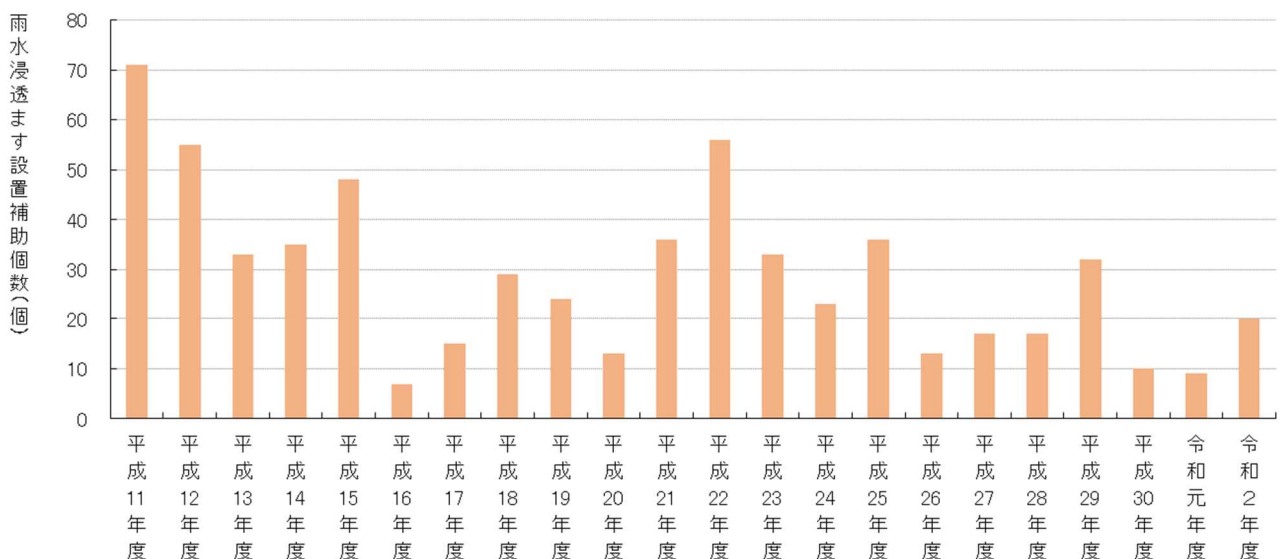
	雨水浸透ます	雨水貯留槽
対象区域	福生市全域 ※がけ地等、危険箇所除く	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 福生市内の戸建住宅・集合住宅の所有者 上記建築物の使用者で、所有者の許可を得た者のみ ※新築・既存ともに助成対象	
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積 1,000㎡未満 福生市雨水浸透施設技術基準に適合 福生市宅地開発等指導要綱に該当しないもの 仮設住宅でないもの 	<ul style="list-style-type: none"> 雨どいに接続している 土がついている 転倒の危険が無い
金額	市補助分	標準工事費単価の90%
	自己負担分	標準工事費単価の10%
	限度額	40万円
工事施工	福生市指定下水道工事店による施工に限る	
提出書類	申請書等（市役所へお問合せください）	

※ 簡易工事費とは
雨水浸透施設以外にかかる工事費を簡易工事費、別途工事費などと呼びます。たとえば、雨どいの延長費用や地盤補強の費用等が考えられます。

問合せ先

東京都福生市 都市建設部 道路下水道課 下水道グループ
 (本庁舎1楼3階)
 番042(551)1968 ダイヤルイン
 〒197-8501 東京都福生市本町5番地
 ◎申請書等必要書類…道路下水道課 下水道グループ
 福生のホームページに用意しています。
 [福生市ホームページ] <http://www.city.fussa.tokyo.jp/>
 ※内容掲載箇所：【トップページ】>【暮らし】>【下水道】

図 4-6 雨水貯留槽、雨水浸透施設の設置補助に関するパンフレット



※雨水浸透ますの設置は H11 から実施しています。

図 4-7 雨水浸透ますの設置補助個数

(2) 目標

浸水被害の軽減に努めます。

浸水被害は、市民の生命や財産などに大きな影響を与えるおそれがあることから、浸水予想区域図を作成し、効果的な対策を重点的かつ効率的に実施していきます。また、都市化の進展が浸水被害発生の一因になっていることから、まちづくりにかかわる各事業が連携し合い、総合的に浸水対策を行って、安全で安心な都市をつくっていきます。

さらに、局地的集中豪雨への対応も視野に入れた対策の検討も行っていきます。

(3) 施策の内容

○雨水管きょ整備の推進

- 雨水幹線は優先して整備しており、令和2年度末時点で96.6%とほぼ整備済みです。
- 雨水枝線は、管きょ形態、過去の浸水履歴、地形、土地利用などを基に、低地盤地区や雨水排除能力の不足により浸水の危険性が高い地区を把握し、整備の優先順位を検討します。
- 整備の優先順位が高い区域を中心に、雨水枝線を整備することで、市全域において浸水に対する安全度の向上を図っていきます。
- 横田基地内の雨水を排水する幹線については、平成29、30年度に策定した全体計画に基づき更生工事を行っていきます。

○浸水予想区域図の作成

- 台風や局地的集中豪雨など大雨が降った際に危険な場所（浸水の予想される区域）や危険の程度（想定される浸水深）が表示された浸水予想区域図を作成し、市民の皆様到大雨による水害に備え、準備や避難に役立てていただきます。

○雨水流出抑制対策の推進

- 短時間流出量の増大及び局地的集中豪雨への対策として、引き続き、宅地開発や家の新築での雨水処理の指導により、雨水の流出抑制にご協力いただきます。
- 住民の方々にも、雨水流出抑制施設設置の助成制度（雨水貯留槽や雨水浸透施設）¹²を周知し、雨水流出抑制施設設置の促進を行います。

¹² 平成22年9月7日開催の参議院 国土交通委員会でも、「雨水貯留浸透施設の整備は重要」と国土交通大臣が答弁しています。

(4) 事業計画

「雨水管きょ整備の推進」、「浸水予想区域図の作成」及び「雨水流出抑制対策の推進」に関する事業計画は下表のとおりです。

項目	事業	時期		
		短期 R4~R8	中期 R9~R13	長期 R14~ R33
建設	雨水枝線 (必要な箇所のみ)	→		
	雨水幹線更生	→		
	雨水浸透施設	→		
	雨水貯留槽	→		
維持管理	浸水予想区域図の作成	▶		
事業費 (百万円)	建設費	1756	1,560	997
	維持管理費	20	0	0

下の川の空間利用

本市には、雨水等が流れる「下の川」という川があります。当時、この川は開きょでしたが、改修工事で開きょを暗きょにしました。暗きょになった下の川の上部は遊歩道（下の川緑地せせらぎ遊歩道）になり、市民の憩いの場となっています。



下の川（現在）



4 地震対策の推進

(1) 現状と課題

平成 23 年に発生した東日本大震災は、大きな被害を下水道施設にもたらしました。特に、周辺地盤の液状化に起因する管きよの破損、人孔の突出や沈下などの管路被害は非常に大きく、日常生活に直結する影響や緊急対策活動への支障が出ました。このような状況から、下水道の地震対策の必要性が高まっています。

阪神・淡路大震災により大地震を想定した耐震設計基準が確立されたため、平成 9 年以降の管きよは耐震を考慮した設計となっています。本市では、昭和 48 年度から事業着手し昭和 59 年度までに大部分の管きよが整備されたため、耐震を考慮した設計になっていないと想定されます。本市では、災害時の対応として、「福生市地域防災計画」を策定しており、平成 27 年度には地震対策として「福生市下水道総合地震対策計画」を策定しています。本計画での対策の優先順位が高い管路施設については対策が完了しました。優先順位の低い管路施設についても、ストックマネジメント計画に基づいた改築時期に必要な応じて、対策を行っていく必要があります。

(2) 目標

下水道施設の耐震化と防災体制の強化に努めます。

地震に強い下水道を目指して、下水道施設の耐震対策を推進します。耐震対策の時期は、ストックマネジメント計画と整合を図り、同時期に行えるよう調整をとっていきます。また、現在の応援体制を強化し、危機管理に努めます。

(3) 施策の内容

○新設下水道施設の耐震化

■今後、新設予定の管きよは、耐震設計基準に則り耐震設計を行っていきます。

○ストックマネジメント計画と連携した下水道施設の耐震化

■改築時期に合わせて必要な応じて耐震対策を行っていきます。

○危機管理体制の強化

■「多摩地域の下水道事業における災害時支援に関するルール（多摩ルール）」平成 21 年 10 月（令和 3 年 4 月改定）、「多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定」（災害時支援協定）平成 30 年 10 月、「災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定」令和 2 年 4 月、「多摩地域災害時における技術支援協力に関する協定」（災害査定協定）令和 3 年 3 月

(4) 事業計画

「新設下水道施設の耐震化」の事業計画は、「3 浸水対策の推進」の「雨水管きよ整備の推進」で示し、「ストックマネジメントと連携した下水道施設の耐震化」の事業計画は「6 スtockマネジメント計画のに基づく下水道施設の改築更新の推進」の「地震対策と連携した施設の改築更新」で示します。

5 適正な維持管理の推進

(1) 現状と課題

維持管理の目的は、施設の適切な点検・清掃によって機能保持を行い、下水道施設を安定して利用できる状態にすることです。本市では、下水道施設の機能を維持するために計画的に清掃・調査を行ってきました。今後も、計画的に維持管理を行いながら、ストックマネジメント計画に基づいた改築更新を行っていきます。

また、適正な維持管理には不明水の把握が必要です。不明水とは、汚水管きょに流入する地下水や雨水などの総称で、この不明水が大量に流入すると、土砂の堆積等で施設の維持管理に影響を与えます。また、多摩川流域下水道の維持管理費の負担額にも影響を与えます。不明水に関しては、東京都と各市町村が協力し、汚水管きょ調査を行い、不明水が多い区域や原因を特定し、対策を行っています。

(2) 目標

効率的・効果的な維持管理を進めます。

汚水・雨水を確実、安定、持続的に処理するため、管渠の調査（テレビカメラ調査、目視調査等）・清掃を確実に実施し、計画的な維持管理を行っていきます。

(3) 施策の内容

○下水道施設の定期点検の充実

- 毎年度計画的に、管きょ調査（テレビカメラ調査、目視調査等）を進めていきます。
- 毎年度計画的に、管きょ清掃を行います

(4) 事業計画

「下水道施設の定期点検の充実」に関する事業計画は下表の管きょ調査です。「下水道施設の清掃の充実」に関する事業計画は下表の管きょ清掃です。流域下水道維持管理負担（多摩川上流処理区）はその他の維持管理事業として掲載しています。

項目	事業	長期 R14～ R33		
		短期 R4～R8	中期 R9～R13	
維持管理	管きょ調査	→		
	管きょ清掃	→		
	流域下水道維持管理負担 (多摩川上流処理区)	→		
事業費 (百万円)	維持管理費	1,808	1,683	6,486

6 スtockマネジメント計画に基づく下水道施設の改築更新の推進

(1) 現状と課題

本市の下水道事業は昭和48年度に整備に着手し、その後順次整備を進めてきました。令和2年度末の污水管きよの整備延長は、約154kmとなっています。管きよ整備延長の推移をみると、整備のピークは昭和56年度で、それ以降は急激に減少し、昭和60年度以降はほとんどありません。

今後は、膨大な下水道施設を効率的且つ効果的に管理していく必要があります。そのために、平成30年3月にストックマネジメント計画を策定し、計画的かつ効率的に点検・調査、修繕・改築を実施し、施設の効率的な改築更新を行っています。

(2) 目標

下水道施設の最適な改築更新を進めます。

昭和48年度から整備を始めた管路施設の中には相当の年数を経過しているものがあることから、汚水を確実、安定、持続的に処理するために、平成30年3月に策定したストックマネジメント計画に基づき、点検・調査・修繕・改築を行っていきます。

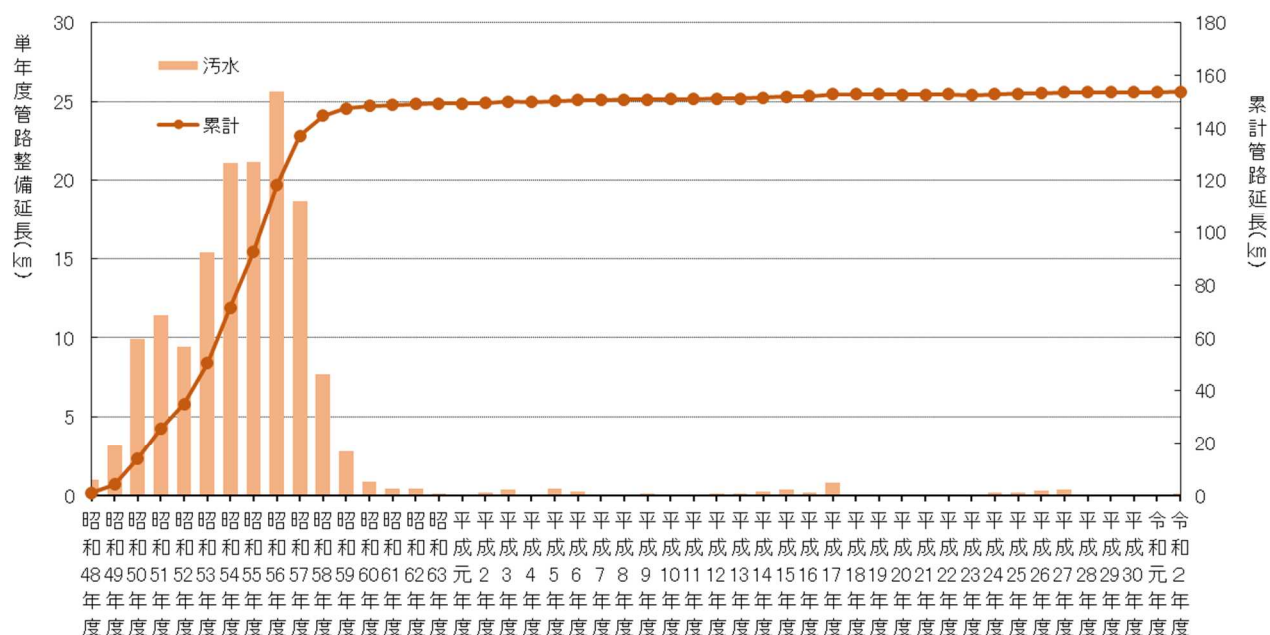


図4-8 污水管きよ整備延長の推移

(3) 施策の内容

○点検・調査の実施

■点検・調査計画に則り、点検を実施し、異常が見られた場合は詳細調査を実施します。マンホール、マンホールふたに関しては、目視や異常の有無等の点検・調査を実施します。

○修繕・改築の実施

■点検・調査結果を元に策定した修繕・改築計画に則り、ライフサイクルコストを比較し、修繕又は改築（布設替え・更生工法）を実施します。

○地震対策と連携した施設の改築更新

■ストックマネジメント計画と合わせて、耐震化対策や能力不足の管きよの解消を進めます。

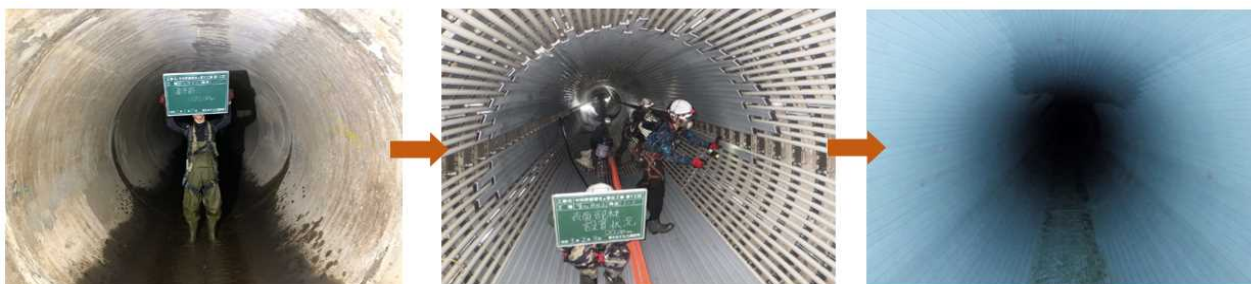


図 4-9 管きよの更生工法（プラスチック材により既存管きよの内面を被覆）

(4) 事業計画

「点検・調査の実施」、「修繕・改築の実施」及び「地震対策と連携した施設の改築更新」に関する事業計画は下表のストックマネジメント及び修繕です。流域下水道建設負担（多摩川上流処理区）及び流域下水道改良負担（多摩川上流処理区）はその他の建設事業として掲載しています。

項目	事業	短期 R4~R8	中期 R9~R13	長期 R14~ R33
維持管理	ストックマネジメント (点検・調査・計画・修繕)	→		
	修繕	→		
建設	ストックマネジメント (改築)	→		
	流域下水道建設負担 (多摩川上流処理区)	→		
	流域下水道改良負担 (多摩川上流処理区)	→		
事業費 (百万円)	維持管理費	609	619	2,724
	建設費	1,062	1,439	5,686

ストックマネジメントについて

ストックマネジメントとは、下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握・評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理することです。

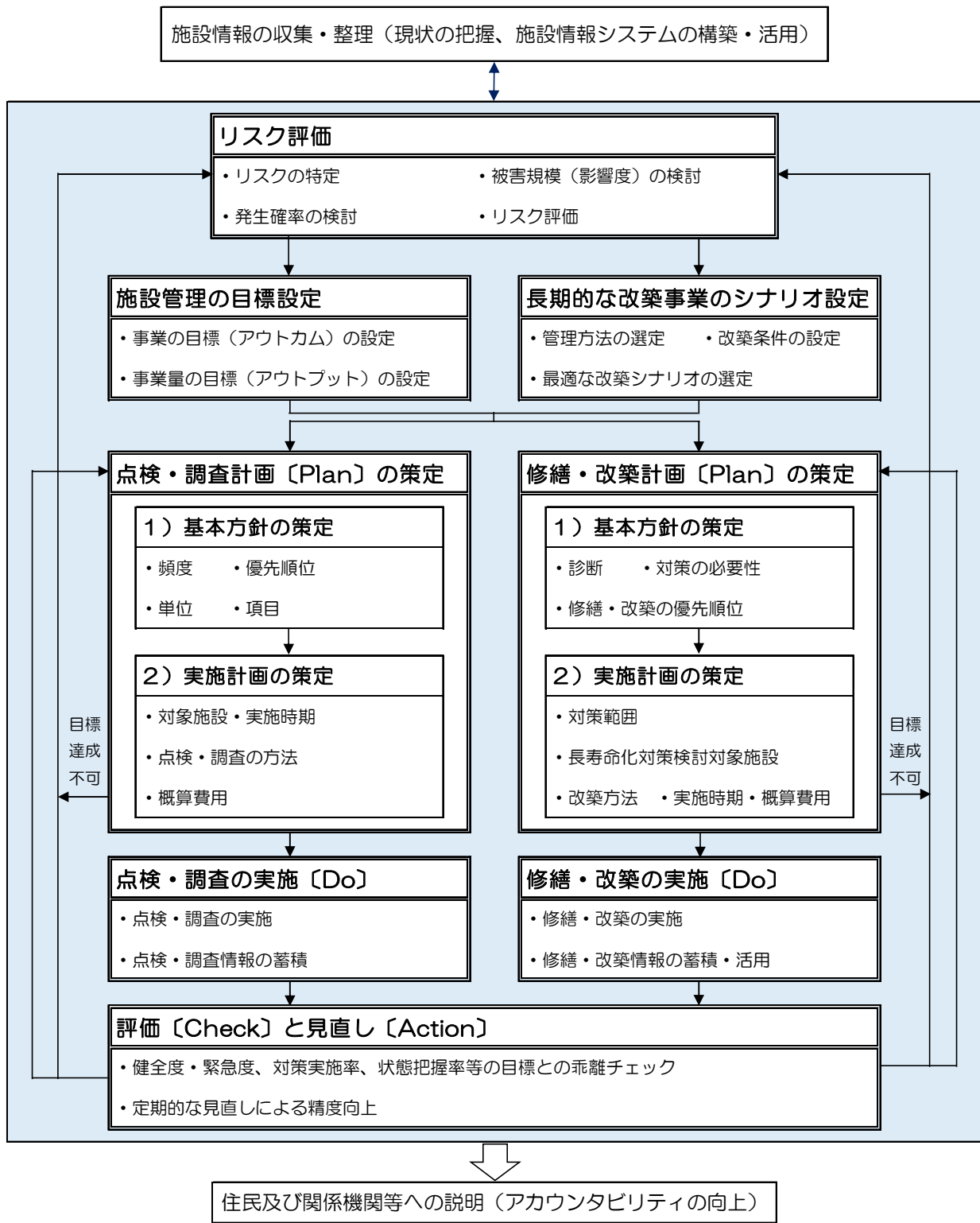


図4-10 スtockマネジメントの実施フローの例

7 市民との協働による環境対策の促進

(1) 現状と課題

本市の下水道施設の広報活動は、主に雨水貯留槽や雨水浸透施設の助成や下水道施設の適正な使用についての広報です。

雨水貯留槽や雨水浸透施設については市のホームページや広報でアピールし、助成制度の利用をよびかけています。また、台所で油を流さないといった下水道施設の適正な使用についてのお願いも行っていきます。

2017/11/29 雨水浸透施設の設置工費を助成します | 東京都福生市公式ホームページ
現在の位置: [トップページ](#) > [くらしの情報](#) > [都市基盤整備](#) > [水道・下水道](#) > 雨水浸透施設の設置工費を助成します

雨水浸透施設の設置工費を助成します

ページ番号1002219 更新日 平成28年8月9日

雨水浸透施設の設置工費の9割相当(上限40万円)の助成をします

雨水浸透施設設置工費の助成制度について

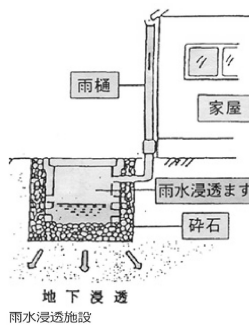
助成の目的

市街化が進み、地表がコンクリートやアスファルトで覆われると雨水は地表を流れてしまい、また、地中に浸透する雨の量が減ってしまいます。

そうすると、地表を流れる雨水のために都市型水害が発生したり、雨水の浸透量の減少にともなって地下水の減少による地盤沈下や湧水の枯渇の恐れが出てきます。

このため、福生市では雨水の流出抑制と地下水の涵養の観点から、市内の戸建住宅及び集合住宅の屋根に降った雨水を地中に浸透させる雨水浸透施設の新設のための工費に対する助成金交付の制度を設けております。

なお、年間の助成金額に限度がありますので、助成をご希望される方はお早めに申請してください。



関連情報

[雨水浸透施設設置助成金制度](#)

2017/11/29 下水道に油を流さないで | 東京都福生市公式ホームページ
現在の位置: [トップページ](#) > [くらしの情報](#) > [都市基盤整備](#) > [水道・下水道](#) > 下水道に油を流さないで

このページに関するお問い合わせ

都市建設部 道路下水道課 下水道グループ
〒197-8501 東京都福生市本町5
電話: 042-551-1968

下水道に油を流さないで

ページ番号1002203 更新日 平成29年3月15日

「油・断・快適!下水道」

家庭からの汚水と一緒に、台所で不要になった油が流されることがあります。流された油はご家庭の排水管や下水管の中でオイルボールとなって管を詰まらせてしまうことがあります。オイルボールができると、台所やトイレを使えなくさせたり悪臭の原因となりますので絶対に流さないでください。



油が固まって詰まってしまった排水管

詳しくは以下の東京都下水道局ホームページの「アースくん劇場 みんなにもできること」内のショートムービー「油断快適下水道」をご覧ください。

[アースくん劇場「油断快適下水道」\(東京都下水道局ホームページ\)](#) [\(外部リンク\)](#) □

このページに関するお問い合わせ

都市建設部 道路下水道課 下水道グループ
〒197-8501 東京都福生市本町5
電話: 042-551-1968

(2) 目標

市民のみなさまとともに健全な下水道事業を進めます。

市民に満足度の高いサービスを提供していくためには、市民ニーズを的確に把握していくことが大前提です。市民ニーズの把握に当たっては、市民との経営情報の共有化と情報の透明性向上が極めて重要となってきます。このため、市民に対し、下水道事業に関する正確で最新の情報を提供することにより、事業に対する市民の理解と信頼を得るとともに、下水道の重要度や必要性について認識してもらえることを目指します。

また、市民のみなさまにも御協力いただき、市民と行政が一体となって、下水道事業の効果を上げる方法を考え、実践していきます。

(3) 施策の内容

○意識啓発（接続・維持管理、貯留・浸透施設の設置のお願い）

■未接続世帯のみなさまへ下水道への接続をお願いしていきます。

■下水道施設の適正な使用について、市ホームページへの掲載やパンフレットの配布等で説明していきます。

■行政が行う下水道事業だけでは解決できない問題について、市民のみなさまに御協力をお願いしていきます。（雨水貯留槽や雨水浸透施設）

○広報活動（下水道に関する情報提供）

■下水道の役割と大切さを理解し、市民に下水道を身近なものとして感じていただけるように、市ホームページの内容充実を図ります。

■「市民に見える」下水道として、広報紙などの媒体を用いて積極的な情報発信を進めるとともに、創意工夫を凝らした分かりやすい情報の提供を目指すなど、広報機能の充実に努め、市民とのコミュニケーションを深めます。

8 公営企業化による安定した下水道経営の推進

(1) 現状と課題

ア 下水道事業の収入及び支出状況

本市の下水道事業は、一般会計とは別に特別会計の公営企業会計である下水道事業会計として運営されています。これは、一般の歳入（市税等の収入）及び歳出（支出）と区分して、事業活動に伴う支出（下水道の建設費や維持管理費等）には、下水道事業での収入（下水道使用料等）を使用し、経営状況を明らかにするようにしているためです¹³。

本市の下水道事業会計は経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むため、平成31年4月1日に地方公営企業法の規定を財務適用し、民間企業と同様の公営企業会計に移行しました。

そのため、本計画では公営企業会計移行前の平成30年度までと移行後の令和元年度以降について、比較ができない項目については、移行後の比較を行います。

なお、公営企業会計の下水道事業会計では経営活動に伴い発生すると予定されるすべての収益とそれに対応するすべての費用を計上している収益的収入・支出（3条）と施設の整備、拡充等の建設費とこれらに要する資金収入、企業債償還を計上している資本的収入・支出（4条）に区別されます。

令和元年度と令和2年度の2カ年の下水道事業会計の収入・支出の内訳を表4-2、表4-3、図4-11、図4-12に示します。

下水道事業の収入は収益的収入と資本的収入併せて約20億円（2カ年平均）です。収入の中には営業外収益の長期前受金戻入など現金を伴わない収入もあります。

営業収益には下水道使用料や一般会計からの繰入金が含まれています。汚水の事業は基本的に使用料で賄い、雨水の事業は一般会計からの繰入金等で賄います。

汚水の事業費を賄う使用料は、市において、ほぼ5年に1度の割合で料金を見直ししています。今後も、適正な使用料金について検討していく必要があります。

下水道事業の支出は収益的支出と資本的支出併せて約23億円（2カ年平均）です。支出の中には営業費用の減価償却費など現金を伴わない支出もあります。

本市の下水道は昭和48年から汚水整備が始まり昭和60年に普及率100%となったため、管きょは設置から相当の年数を経過しています。そのため、汚水を確実、安定、持続的に処理するために、平成30年3月に策定したストックマネジメント計画に基づき、点検・調査・修繕・改築を行っていきます。

また、横田基地内より排水される雨水による冠水被害対策として昭和41年から昭和51年にかけて雨水幹線の整備が進められてきました。布設年度等を考慮すると内部的な耐久度が低下している可能性が考えられます。

そのため、平成29、30年度に策定した全体計画に基づき、雨水幹線の更生工事を行っていきます。

¹³ 地方自治法 第209条（会計の区分）

表 4-2 過去2カ年の収益的収入及び支出（3条）の内訳

収益的収入及び支出（3条）		（単位：百万円）	
【収入】	令和2年度	令和元年度	
下水道事業収益	1,624	1,564	
営業収益	1,226	1,183	
営業外収益	398	381	
【支出】	令和2年度	令和元年度	
下水道事業費用	1,352	1,302	
営業費用	1,290	1,229	
営業外費用	62	68	
特別損失	0	5	

表 4-3 過去2カ年の資本的収入及び支出（4条）の内訳

資本的収入及び支出（4条）		（単位：百万円）	
【収入】	令和2年度	令和元年度	
資本的収入	365	381	
企業債	150	210	
他会計出資金	134	154	
国庫補助金	55	8	
負担金	26	9	
【支出】	令和2年度	令和元年度	
資本的支出	866	983	
建設改良費	364	355	
企業債償還金	314	346	
基金積立金	188	282	

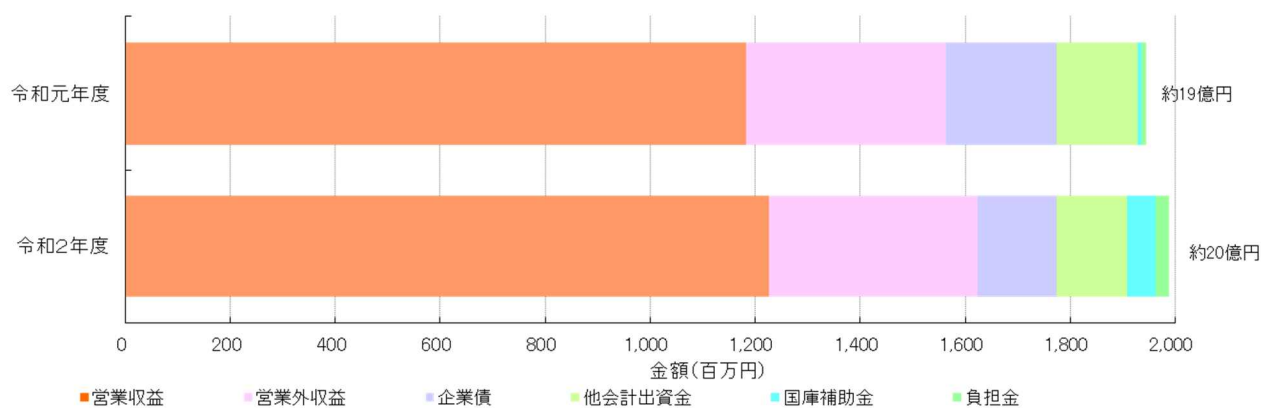


図 4-11 過去2カ年の収入の内訳

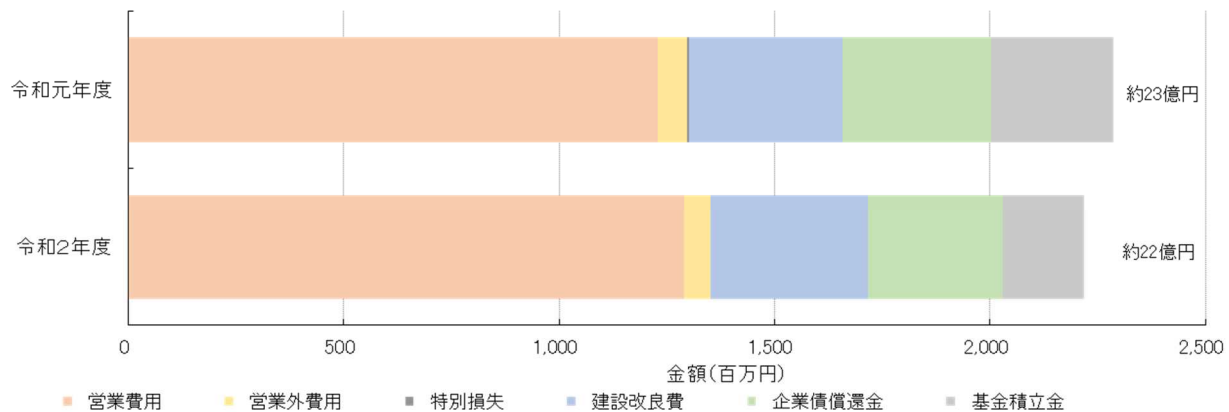


図 4-12 過去2カ年の支出の内訳

イ 建設改良費

本市の建設改良費は、市の管きよと東京都流域下水道の負担金で構成されています。建設改良費の累計は、昭和48年度に事業を着手してから令和2年度現在まで、約328億円となっております。污水管きよの建設改良費は昭和56年度がピークで、それ以降は徐々に雨水管きよの建設改良費が増加し、平成15年度までは雨水管きよの建設が主な事業となっております。

年度別では、昭和57年度の約20億円及び平成12年度の約13億円と2度のピークがあります。近年の建設改良費は、ピーク時の1割程度に減少しています。

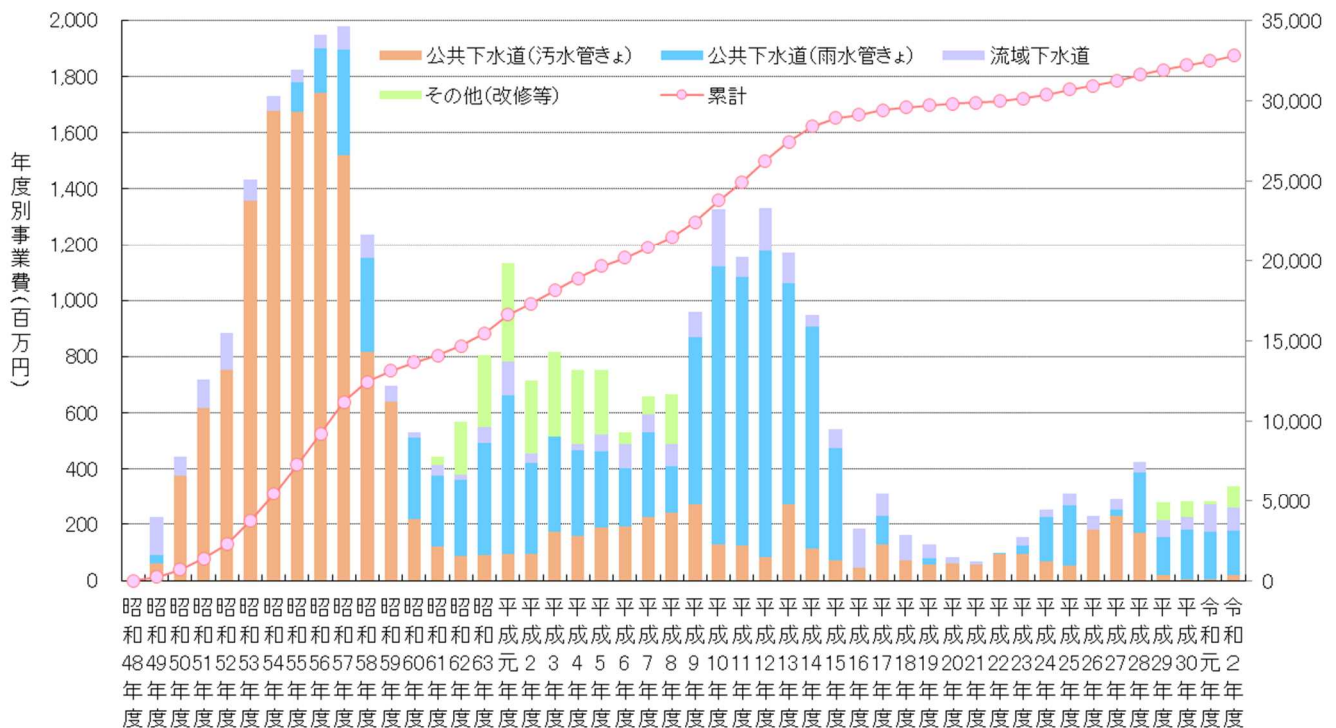


図 4-13 建設費の推移

ウ 維持管理費

本市の維持管理費は、市の管きよ等の維持管理費と東京都流域下水道の維持管理負担金で構成されています。

市の施設の維持管理費には、管きよの委託費（管きよ清掃委託、管きよ調査委託等）や修繕費等が含まれています。維持管理負担金は、多摩川上流水再生センターや流域幹線の維持管理費が含まれています。

市の管きよ等の維持管理費は、汚水整備がほぼ完了した昭和 60 年度以降も増減を繰り返し、平成 26、令和 2 年度は補修工事のため他年度に比べ費用が多くなっています。一方、東京都流域下水道の維持管理負担金は、昭和 63 年度以降、350 百万円前後で推移しています。

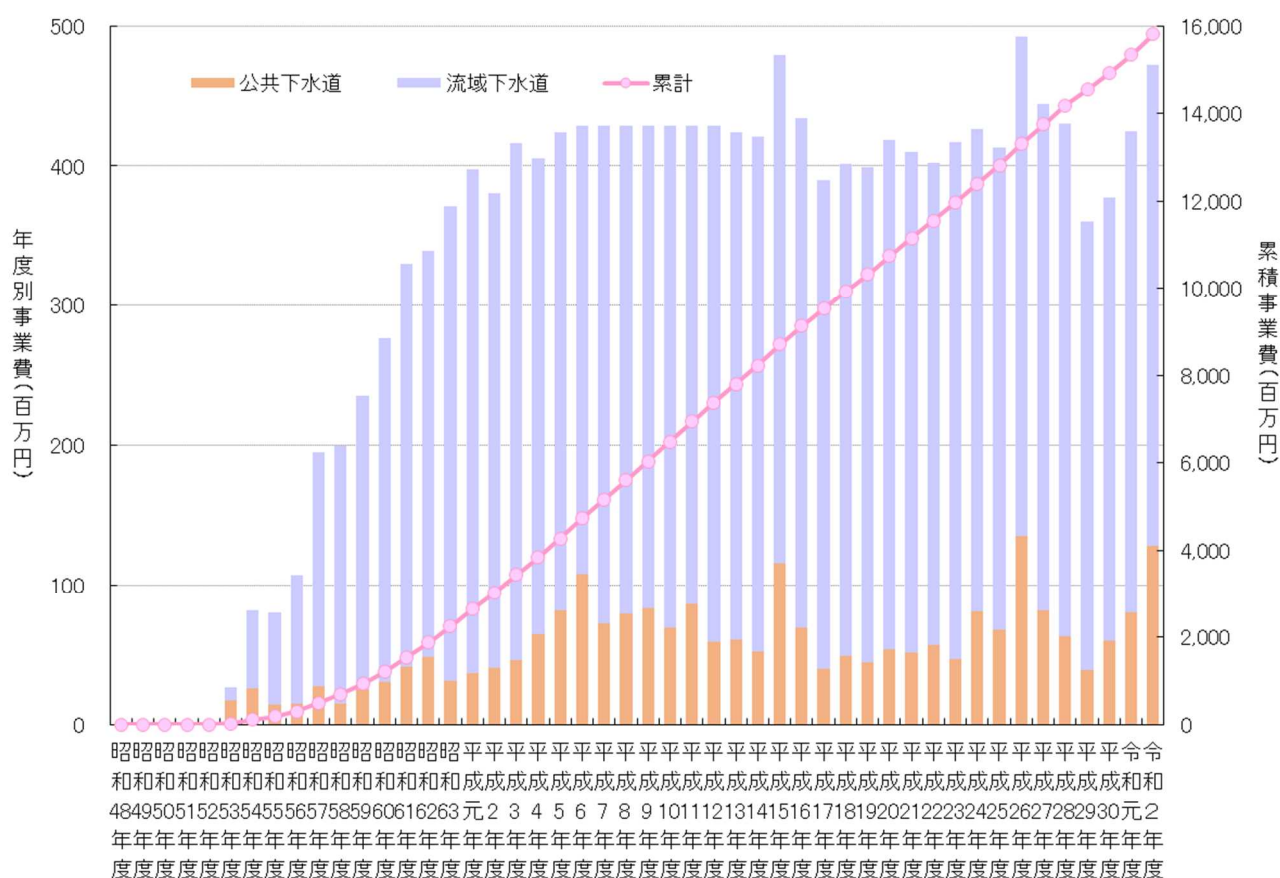
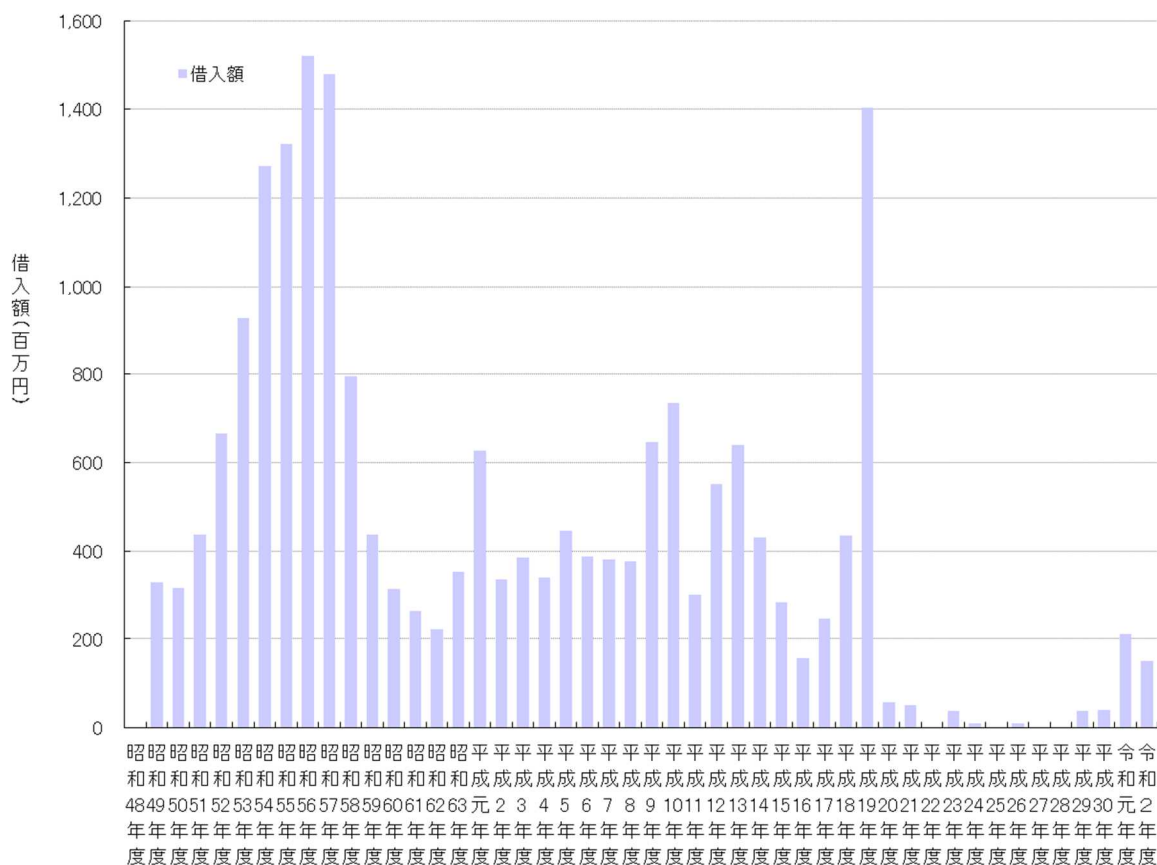


図 4-14 維持管理費の推移

エ 企業債

下水道事業の整備効果は長期にわたるため、建設改良費の財源は企業債を充当することにより、世代間の負担の衡平を保っています。

本市の企業債残高のピークは平成 13 年度の約 110 億円です。現在は、今までの管きよ整備に伴う償還のピークが過ぎ、減少傾向にあります。ただし、平成 22 年度以降も企業債を発行するため、将来的に残高のピークは変更します。なお、令和 2 年度末の企業債残高は約 28 億円です。



※平成19年度は公的資金補償金免除繰上償還に係る借換債を含んだ額

図 4-15 借入額の推移

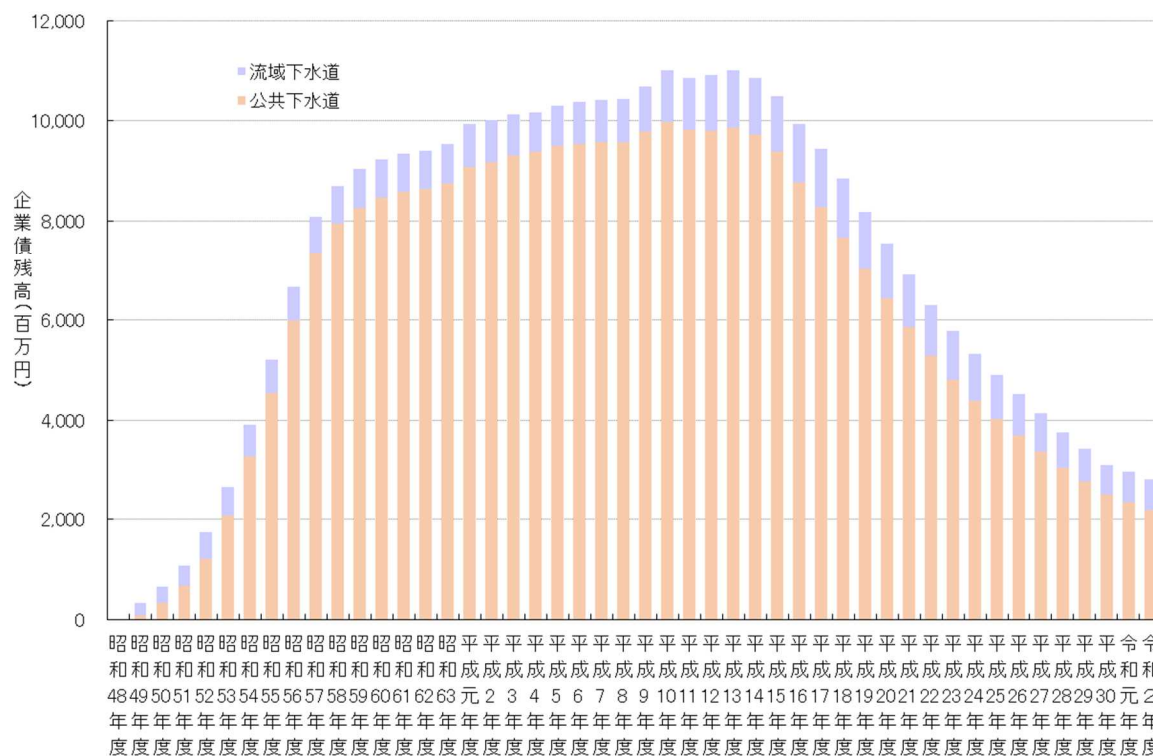


図 4-16 企業債残高の推移

才 使用料

使用料の推移を図 4-17 に示します。本市の営業収益の根幹である使用料は一般水（家庭用・事業用排水）が全体の約 40%、基地水（横田基地からの排水）が全体の約 60% を占めています。平成 27 年度をピークに近年は減少傾向で、令和 2 年度の使用料は約 10 億円です。

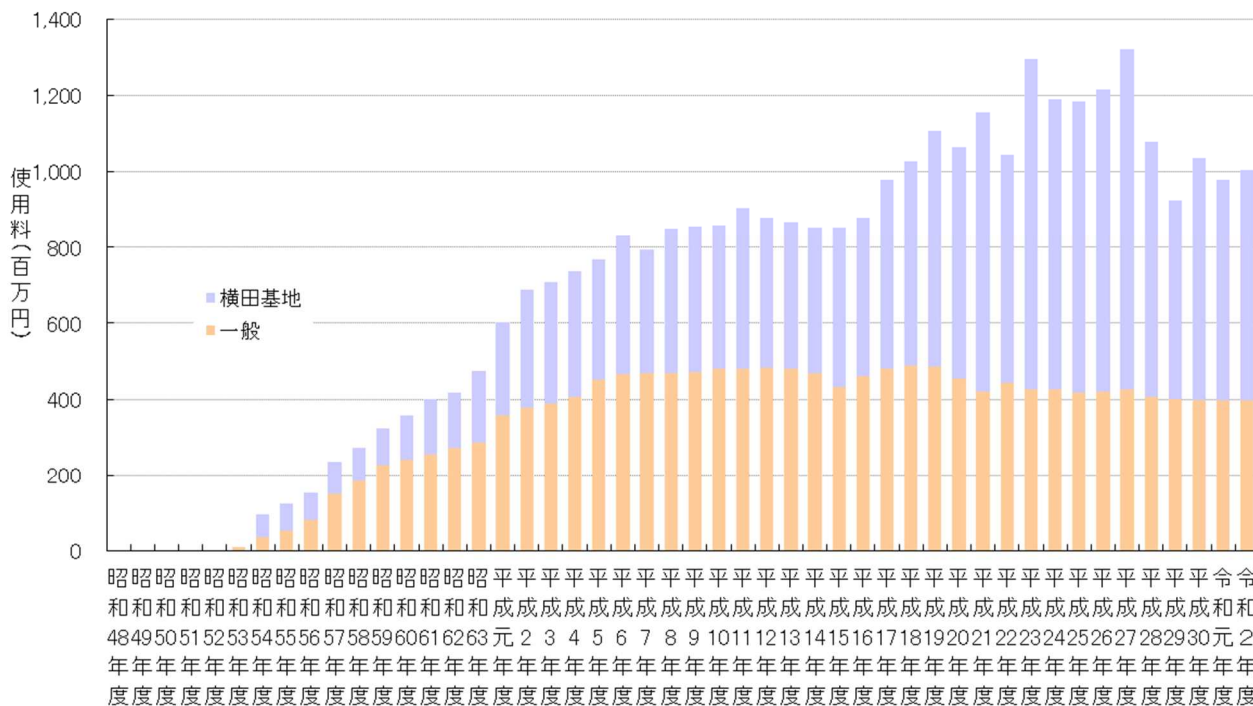


図 4-17 使用料の推財政分析

カ 財政分析

(ア) 財政収支による分析

下水道事業の財源は表 4-4 に示したように、新增設（設置）又は改築に係る建設改良費については、国費、都費、企業債、受益者負担金及び一般会計繰入金により、また、管理運営費については、下水道使用料及び一般会計繰入金によりまかなわれています。ここでは、下水道使用料（収入）とそれに係る費用（支出）の状況を分析します。

表 4-4 下水道事業財源の構成¹⁴

項目	支出の内訳		財源の内訳
	管理運営費	資本費	
下水を処理するための経費	管理運営費	資本費	下水道使用料
		維持管理費	一般会計繰入金
施設をつくるための経費	建設改良費		下水道使用料
			一般会計繰入金
			国費
			都費
			企業債
			一般会計繰入金
			受益者負担金

¹⁴ 出典：下水道の手引き（令和 3 年版）P590

図 4-18 より下水道使用料に係る収支の状況は、下水道使用料でまかなうべき経費である汚水処理費である汚水維持管理費と汚水資本費を下水道使用料が上回っている状況です。

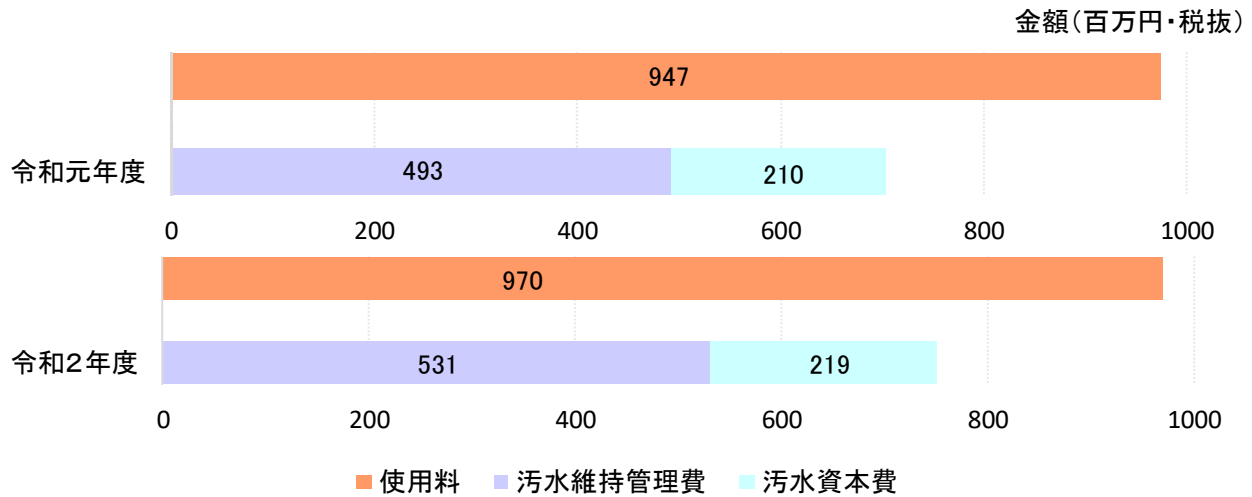


図 4-18 下水道使用料に係る収支の状況 (汚水)

(イ) 財政収支による分析

本市の過去 5 カ年の業務指標と類似団体の平均値を表 4-5 で比較します。なお、平成 19 年度から、使用料回収率、使用料回収率 (維持管理費) の算定式が変更されています。

表 4-5 業務指標と類似団体との比較

区分		福生市		類似団体平均
		令和元年度	令和2年度	令和2年度
水洗化率	(%)	99.8	99.8	99.4
有収率	(%)	83.7	86.2	91.0
使用料単価	(円/m ³)	126.0	126.6	120.0
汚水処理原価	(円/m ³)	93.6	97.9	111.2
経費回収率	(%)	134.7	129.3	107.9

※ 抽出条件 (公共下水道、処理区域内人口 3~10 万人、処理区域内人口密度 50~75 人/ha、供用開始後 30 年以上、東京都内市町村) より、類似団体として、国立市、福生市、清瀬市、東大和市、稲城市を抽出しました。

表 4-6 指標の計算式

指標	単位	算定式	
水洗化率	(%)	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}}$	×100
有収率	(%)	$\frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間総処理水量}}$	×100
使用料単価	(円/m ³)	$\frac{\text{使用料収入}}{\text{年間有収水量}}$	
汚水処理原価	(円/m ³)	$\frac{\text{汚水処理費}}{\text{年間有収水量}}$	
経費回収率	(%)	$\frac{\text{使用料収入}}{\text{汚水処理費}}$	×100

a 水洗化率

本市の水洗化率は令和2年度末で約 100%であるため、施設が有効に使用されていると判断できます。

b 有収率

有収率は有収水量と総処理水量の割合を示す指標で、不明水等の状況が把握できません。有収率が高いほど、使用料徴収の対象となっていない不明水が少なく、効率的です。類似団体の有収率 91.0%に対して本市の有収率 86.2%と低くなっています。不明水は流域下水道全体の不明水を各市で按分しているため、流域下水道全体で不明水への対策を行う必要があります。

c 使用料単価

使用料単価は有収水量 1m³ あたりの下水道使用料収入を表す指標で、使用料の水準を示しています。本市の使用料単価は、類似団体と比較しても高い値です。

d 汚水処理原価

汚水処理原価は有収水量 1m³ を処理するための費用を示す指標で、指標が低いほど汚水処理に係る経費が安いことを示します。本市の汚水処理原価は増加傾向ですが、類似団体より低い値となっています。

e 経費回収率

経費回収率は、汚水処理に要した経費のうち下水道使用料により回収した経費の率を示す指標です。本市の使用料回収率は 100%を超え、類似団体より高くなっています。これを考慮すると、汚水整備がほぼ 100%である本市は健全な下水道経営であることが分かります。しかし、今後、改築更新等に伴う経費の増加が見込まれるため、使用料の見直しを定期的に行う必要はあると考えられます。

キ 経営的課題

本市の汚水処理原価は類似団体と比較して低い値となっています。汚水資本費は今後減少する見込みですが、老朽化する施設に対しての改築更新の経費の増加が見込まれます。そのため、経営収支の見通しを踏まえ、施策の展開を行う必要があります。それと平行して事業の実施には、効率的な計画を策定し、コストを縮減していき、使用料も定期的に見直していく必要があります。

(2) 目標

財政の健全化を図ります。

(3) 施策の内容

○企業会計の円滑な運営

■将来の事業計画は各施策で示したとおりです。本市の将来の事業は、改築更新と雨水整備を中心に行っていきます。また、今後、流域下水道の改築に伴って東京都に対して支払う流域下水道負担金が増加する可能性があります。

下水道事業会計予算内で事業を効率的に継続するためには、効率的な計画を策定し、コストを縮減しつつ、国・都補助金等の財源確保及び使用料の見直しを行う必要があります。

企業会計を円滑に運営し、資産や負債、損益の推移などを把握し、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図り、後世に負担を残さないよう財政の健全化を図ります。

○経営戦略に基づいた安定的な事業の継続

■今後の下水道事業においては、インフラ資産の老朽化に伴う更新需要の増加や人口減少による使用料収入の減など、楽観視できない状況です。

そのような中、下水道は生活に直結するライフラインであり、永続的且つ安定的な経営を行う必要があります。

そうした中で、総務省より、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請され、令和2年度に「福生市下水道事業経営戦略」を策定しました。

同計画では経営の基本方針や将来人口及び下水道使用料収入の予測、それに沿った財政計画など今後10年間を見通した中期計画になっており、5年毎に中間見直しを行っていく予定です。

(3) 下水道施設の最適な改築更新の推進

■ストックマネジメント（点検・調査・計画・修繕）

点検・調査結果を元に策定した修繕・改築計画に則り、ライフサイクルコストを比較し、修繕を実施します。

■修繕

毎年度、突発的に発生する下水道施設の修繕を行います。

■ストックマネジメント（改築）

点検・調査結果を元に策定した修繕・改築計画に則り、ライフサイクルコストを比較し、改築（布設替え・更生工法）を実施します。

■流域下水道建設負担（多摩川上流処理区）

毎年度、東京都下水道局の下水道処理施設の建設費を負担します。

■流域下水道改良負担（多摩川上流処理区）

毎年度、東京都下水道局の下水道処理施設の改良費を負担します。

項目	事業	短期				
		R4	R5	R6	R7	R8
維持管理	ストックマネジメント （点検・調査・計画・修繕）					
	修繕					
建設	ストックマネジメント （改築）					
	流域下水道建設負担 （多摩川上流処理区）					
	流域下水道改良負担 （多摩川上流処理区）					
事業費 （百万円）	維持管理費	132	133	107	125	112
	建設費	72	177	232	294	287

10 中期・長期計画

(1) 浸水対策の推進

■雨水枝線（必要な箇所のみ）

実績等を考慮し、整備の優先順位を検討し、雨水管きよ（枝線）の整備を推進します。

■雨水幹線更生

全体計画に基づき雨水幹線の更生工事を推進します。

■雨水浸透施設設置

引き続き、雨水浸透施設の設置を毎年推進します。

■雨水貯留槽設置

引き続き、雨水貯留槽の設置を毎年推進します。

項目	事業	中期 R9~R13	長期 R14~ R33
建設	雨水枝線 (必要な箇所のみ)	→	
	雨水幹線更生	→	
	雨水浸透施設	→	
	雨水貯留槽	→	
事業費 (百万円)	建設費	1,560	997

(2) 効率的・効果的な維持管理の推進

■管きよ調査

毎年度計画的に、管きよ調査（テレビカメラ調査、目視調査等）を進めていきます。

■管きよ清掃

毎年度計画的に、管きよ清掃を行います

■流域下水道維持管理負担金（多摩川上流処理区）

毎年度、流入汚水量により東京都下水道局に維持管理費（処理費）を負担します。

項目	事業	中期 R9~R13	長期 R14~ R33
維持管理	管きよ調査	→	
	管きよ清掃	→	
	流域下水道維持管理負担 (多摩川上流処理区)	→	
事業費 (百万円)	維持管理費	1,683	6,486

(3) 下水道施設の最適な改築更新の推進

■ストックマネジメント（点検・調査・計画・修繕）

点検・調査結果を元に策定した修繕・改築計画に則り、ライフサイクルコストを比較し、修繕を実施します。

■修繕

毎年度、突発的に発生する下水道施設の修繕を行います。

■ストックマネジメント（改築）

点検・調査結果を元に策定した修繕・改築計画に則り、ライフサイクルコストを比較し、改築（布設替え・更生工法）を実施します。

■流域下水道建設負担（多摩川上流処理区）

毎年度、東京都下水道局の下水道処理施設の建設費を負担します。

■流域下水道改良負担（多摩川上流処理区）

毎年度、東京都下水道局の下水道処理施設の改良費を負担します。

項目	事業	中期 R9～R13	長期 R14～ R33
維持管理	ストックマネジメント （点検・調査・計画・修繕）		
	修繕		
建設	ストックマネジメント （改築）		
	流域下水道建設負担 （多摩川上流処理区）		
	流域下水道改良負担 （多摩川上流処理区）		
事業費 （百万円）	維持管理費	619	2,724
	建設費	1,439	5,686

第5編 資料編

1 用語説明

あ行

「維持管理負担金」

流域下水道は、幹線管きょや下水処理場を原則として都道府県が事業主体となって管理運営するものであるから、これを利用する市町村は、これらの施設の維持管理費を負担することとなる。これが流域下水道の維持管理負担金である。本市においては、多摩川上流処理区が該当する。

「一般会計繰入金」

建設、維持管理等の下水道事業会計に対して、市の一般会計から繰り入れられる資金。

「雨水浸透施設」

雨水を地下に浸透させる施設。透水性舗装、雨水浸透ます、雨水浸透管、雨水浸透側溝などがある。管きょへの雨水流入量削減を目的とする。

「雨水貯留槽」

雨水を一時的に貯留し、樹木等への散水、防火用水等に活用するタンク。

「雨水流出抑制」

近年の急激な都市化による雨水流出量の増加に起因する浸水を防止するため、雨水流出量を減少させたり、流出ピークを平滑化させること。

か行

「改築」

排水区域の拡張等に起因しない対象施設の全部又は一部（修繕に該当するものを除く。）の再建設又は取替えを行うこと。

「管きょ」

下水管きょのこと。汚水や雨水を集め、下水処理場や放流先まで導くための排水管、又は排水きょ。汚水管きょと雨水管きょの総称。

「企業債償還金」

企業債の元金を返済（償還）するための費用。

「計画降雨」

計画雨水量を算出するために設定する降雨。

「下水道事業会計」

普通地方公共団体が特定の事業を行う場合そのほか特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。なお、普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計としている。

「下水道施設」

管路施設、ポンプ場及び処理場施設の総称をいう。

「下水道使用料」

公共下水道の維持管理費等を賄うため、公共下水道管理者が条例に基づき利用者から徴収する使用料。水量や水質に応じて徴収される。

「流域下水道建設負担」「流域下水道改良負担」

流域下水道は、幹線管きょや下水処理場を原則として都道府県が事業主体となって建設（改良）するものであるから、これらを利用する市町村は、これらの施設の建設（改良）費を負担することとなる。これが流域下水道の建設（改良）負担である。本市においては、多摩川上流処理区及びが該当する。

「降雨強度」

福生市のほか、東京都下の下水道事業体では、計画降雨強度 50mm/h（1 時間当たりの降水量）を採用しています。これは、5 年に 1 回程度の確率での降雨を想定したものです。

「降雨強度式」

降雨継続時間と降雨強度との関係の式。計画雨水量の算定に用いられる。降雨強度とは、雨の強さを単位時間当たりの降雨量（mm/h）で表したものの。

「公営企業会計」

地方公営企業法を適用した事業会計。

「公共下水道」

主として市街地における下水を排除し又は処理するために自治体が管理する下水道。下水処理場を有するもの又は流域下水道へ接続するものがある。

「公共用水域」

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、そのほか公共の用に供される水域及びこれに接続する公共の用に供される水域並びにこれに接続する公共溝きょ、かんがい用水路そのほか公共の用に供される水路をいう。

「企業債」

地方公共団体が資金調達のために借り入れることによる債務で、その償還が一会計年度を越えて行われるものをいう。

「国費・都費」

地方公共団体が支出する特定の経費について、その一部を国又は東京都が負担して、地方公共団体に交付するもの。

さ行

「残堀川」

東京都を流れる多摩川水系の一級河川であり、総延長は約 14.5km である。西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎の狭山丘陵西端付近にある狭山池を源として立川断層に沿って南東に流れ、立川市柴崎町で多摩川に合流する。

「修繕」

施設の機能が維持されるように部分的な補強、取替え等により修復すること。

「処理区」

予定処理区域を処理場系統別に分割したものをいう。

「処理場」

下水処理場をいう。下水を最終的に処理して河川そのほかの公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設。終末処理場と同じ意味。

「浸水被害」

大雨により地域、家屋などが水につかる被害で、地域についてはその面積、家屋については床上、床下の浸水戸数で表現する。道路などは冠水被害という。

「水質保全」

環境保全のうち水質に関わるもの。人間の産業活動や事業活動により排出される汚染物質を規制、抑制し、水質の汚染を防止することにより、水質の将来的な維持を行うこと。

「水洗化率」

下水道整備済み区域内で実際に下水道へ接続した人口の割合。

「ストックマネジメント計画」

長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等の優先順位付けを行ったうえで、施設の点検調査修繕改築を実施し施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的とした計画。

「整備率」

整備済み面積÷認可面積 認可面積に対する整備済み面積の割合。

た行

「耐震化」

地震により下水道施設が損壊しないように補強し、又はそのような構造に造りかえること。

「単独公共下水道」

下水道管きょ、ポンプ場、終末処理場という一貫した下水道施設を有して、1市町村のみで事業を施行している公共下水道のこと。

は行

「普及率」

汚水処理人口普及率ともいう。下水道、農業集落排水施設等、浄化槽及びコミュニティプラントの汚水処理施設の整備状況を表す指標で、総人口（住民基本台帳人口）に対する各汚水処理施設の処理区域内人口の割合を表したものをいう。本市においての汚水処理施設は、下水道のみである。

「不明水」

汚水の処理水から、使用料対象水、区域外受入れ汚水、そのほか経費負担すべき者が明らかなものを除いたもの。本計画では、不明水率は、流入水量÷有収水量で算出している。

「分流式」

汚水と雨水を、それぞれ別の管路系統で排除する方式の下水道。

ま行

「水再生センター」

下水処理場のこと。下水処理場とは、暮らしの中で使って汚れた台所の水やトイレ用水などの生活排水のほか、工場から出る廃水を浄化する施設のこと。

や行

「有収水量」

下水道で処理した汚水のうち、使用料収入の対象となる汚水量のこと。

ら行

「流域関連公共下水道」

流域下水道に接続する市町村単独の公共下水道。

「流域下水道」

2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、下水処理場と幹線管きょからなる。事業主体は原則として都道府県である。

「流出係数」

全降雨量に対する管きょに流入する最大雨水流出量の割合。

参考文献：下水道用語集.2000年版.(社)日本下水道協会
全訂 都市計画用語辞典. ぎょうせい

福生市下水道総合計画

令和4年3月（改定）

発行：福生市

〒197-8501

東京都福生市本町5番地

編集：福生市都市建設部道路下水道課

電話：042-551-1511（代表）

<https://www.city.fussa.tokyo.jp/>

